

平成25年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	4	火	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（所信表明） ・一部議案審議 ・報告			
	5	水	休 会			
	6	木	休 会			
	7	金	休 会			
	8	土	休 会			
	9	日	休 会			
	10	月	休 会			
	11	火	本会議（2日目） ・一般質問（3人）			
	12	水	本会議（3日目） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会			
	13	木	常任委員会			
	14	金	休 会			
	15	土	休 会			
	16	日	休 会			
	17	月	休 会			
	18	火	休 会			
	19	水	休 会			
	20	木	休 会			
	21	金	休 会			
	22	土	休 会			
	23	日	休 会			
	24	月	休 会			
	25	火	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会 行財政改革対策調査特別委員会	

月	日	曜	日	程	備	考
	26	水	休	会		
	27	木	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員長審査報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審議 ・ 報告 ・ 陳情 ・ 議員派遣の件 ・ 継続調査 ・ 閉会 		

平成25年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成25年 6月 4日

閉会 平成25年 6月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案43	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	25.06.04	25.06.27	原案可決	総務厚生
44	さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
45	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
46	さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
47	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
48	さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
49	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	2 常任
50	平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	総務厚生
51	さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	〃	〃	〃	—
52	町道路線の廃止又は認定について	〃	25.06.04	可決	—
53	永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
54	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	25.06.27	25.06.27	原案可決	—
55	さつま町副町長の選任について	〃	〃	不同意	—
選挙3	さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	25.06.04	25.06.04	当選	
	行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について	〃	〃	決定	
陳情2	悪臭問題解決に関する陳情書について	25.06.27	25.06.27	継続審査	総務厚生
報告5	平成24年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	25.06.04	25.06.04	報告済	

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告 6	平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	25.06.04	25.06.04	報告済	
7	平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	25.06.27	〃	
8	平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	
	議員派遣の件	25.06.27	〃	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	

平成25年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月4日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について （提案理由説明）	5
議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について （提案理由説明）	5
議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について （提案理由説明）	5
議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について （提案理由説明）	5
議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について （提案理由説明）	5
議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について （提案理由説明）	5
議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号） （提案理由説明）	5
議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） （提案理由説明）	5
議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について （提案理由説明）	1 3
議案第52号 町道路線の廃止又は認定について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	1 3
議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	1 4
選挙第 3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 （当選）	1 6

行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について ……………	1 7
(決定)	
報告第 5号 平成24年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について ………	1 8
(内容説明・質疑)	
報告第 6号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告につい	
て ……………	1 8
(内容説明・質疑)	
報告第 7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について ………	1 8
(内容説明)	
報告第 8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予	
算(第1号)について ……………	1 8
(内容説明)	
散 会 ……………	1 9
○6月11日(第2日)	
一般質問表 ……………	2 1
会議を開催した年月日及び場所 ……………	2 2
出欠席議員氏名 ……………	2 2
出席事務局職員 ……………	2 2
出席説明員氏名 ……………	2 2
本日の会議に付した事件 ……………	2 3
開 議 ……………	2 4
一 般 質 問 ……………	2 4
川口 憲男議員 ……………	2 4
人口増対策について	
平八重光輝議員 ……………	3 4
経済活性化策について	
鍼灸等治療助成について	
新改 秀作議員 ……………	4 2
若者の定住意欲対策について	
公有財産の施設設備等の管理について	
散 会 ……………	5 1
○6月12日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……………	5 3
出欠席議員氏名 ……………	5 3
出席事務局職員 ……………	5 3
出席説明員氏名 ……………	5 3
本日の会議に付した事件 ……………	5 4
議案付託表 ……………	5 5
開 議 ……………	5 6
議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について ………	5 6

(総括質疑・委員会付託)	
議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について ……	5 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ……	5 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について ……	5 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について ……	5 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について ……	5 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第1号) ……	5 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ……	5 7
(総括質疑・委員会付託)	
散 会 ……	5 9
○6月27日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……	6 1
出欠席議員氏名 ……	6 1
出席事務局職員 ……	6 1
出席説明員氏名 ……	6 1
本日の会議に付した事件 ……	6 2
開 議 ……	6 3
議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について ……	6 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について ……	6 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ……	6 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について ……	6 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について ……	6 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について ……	6 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第1号) ……	6 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ……	6 3

(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	69
(質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第54号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	70
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第55号 さつま町副町長の選任について	78
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
報告第7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	80
(質疑)		
報告第8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第1号)について	80
(質疑)		
陳情第2号 悪臭問題解決に関する陳情書について	80
(委員会付託・継続審査)		
議員派遣の件	81
(決定)		
閉会中の継続調査について	81
(決定)		
閉 会	81

平成25年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成25年6月4日

平成25年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成25年6月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
副 町 長	和氣 純治 君	教委総務課長	上野 俊市 君
企画課 長	湯下 吉郎 君	社会教育課長	岩元 義治 君
福祉課 長	王子野 建男 君	農政課 長	平田 孝一 君
介護保険課長	中村 慎一 君	建設課 長	三浦 広幸 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	水道課 長	脇黒丸 猛 君
総務課 長	紺屋 一幸 君	文化課 長	橋ノ口 賢二 君
財政課 長	下市 真義 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
安全安心対策課長	崎野 裕二 君	企業誘致対策室長	湯下 吉郎 君
消 防 長	高木 卓朗 君		
税 務 課 長	松尾 英行 君		
環 境 課 長	貴島 晃人 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 6 議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 7 議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第10 議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第11 議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第14 議案第52号 町道路線の廃止又は認定について
- 第15 議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第16 選挙第 3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第17 行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第18 報告第 5号 平成24年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第19 報告第 6号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第20 報告第 7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第21 報告第 8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第2回さつま町議会定例会を開会いたします。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、平八重光輝議員及び2番、木下敬子議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの24日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの24日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。
次に、監査委員から平成24年度定期監査、現金監査、平成24年度工事監査、例月出納検査及び平成24年度分水道事業企業会計たな卸資産監査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございます。

この中で、3月24日の北薩横断道路北薩トンネル貫通式に関する件と、4月24日に開催をされましたメガソーラー起工式及び5月15日から16日にかけて行いました東海地区及び関西方面における企業訪問活動について、補足して御報告をいたします。

まず、3月24日の北薩横断道路——まだ仮称でございますけれども——北薩トンネル貫通式についてでございます。

鹿児島空港と国道3号を結ぶ総延長70キロメートルの地域高規格道路であります北薩横断道路のうち、出水市と本町間の紫尾山を貫く総延長4,850メートルの北薩トンネルが、約3年半の歳月を経て、同日貫通をいたしました。貫通式に参加をいたしまして、工事関係者の御協力のもとより、これまで国、県を初め、関係自治体と地域住民が一体となって整備運動を行った結果といたしまして、県内最長のトンネルの貫通という節目のときを迎えることができたところでございまして、まことに感慨深いものを感じたところでございます。

今後におきましては、トンネルを含む泊野道路の早期完成とともに、残る区間の早期事業化を実現し、北薩地域の高速交通体系が確立されるよう県並びに沿線自治体とともに積極的に取り組みを進めてまいりたいと決意をいたしているところでございます。

次に、旧宮之城中学校跡地、屋地グラウンドでございますが、ここに設置をいたしました大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの起工式についてであります。

平成22年に移転をいたしました宮之城中学校の旧校舎跡地を活用いたしましたの事業でございます。このことにつきましては、旧校舎の防犯、あるいは防災、青少年の健全育成の観点からも早期対策が望まれていたところでございますけれども、東日本大震災に伴います原子力エネルギーへの危機意識の高まりを契機にいたしまして、再生可能エネルギー推進というようなことも高まってまいりましたので、本町におきましても、当地を大規模太陽光発電所の建設地として有償貸与して活用する方針の決定を行ったところでございます。このたび、のり面部分を含めますと4万4,000平方メートルであります。平面の敷地面積においては約3万4,000平米ありますけれども、そこに出力約2,600キロワットの施設建設の起工式が行われたというところでございます。今後、本年9月の稼働を目指して工事が進められる計画でございます。

なお、学校跡地等の歴史のあるこの場所でございますこと、あるいはまた本町初めてのメガソーラーということもありまして、完成後におきましては環境学習、こういったことにも生かせるのではないかとということでございます。

ここの愛称募集を7月の15日まで行うことで、6月の広報誌に掲載をいたしているところでございます。

このメガソーラーを含みます太陽光発電所建設につきましては、御案内のとおり、昨年7月から始まりました再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度によりまして、県内各地域において建設整備が進められているところでございます。自治体におきましても、遊休地の活用の一方策としまして取り組みが進められております。

本町におきましても、こういった需要を、遊休地の活用を積極的に図れるようにということで、今後、そのほかの地域も、今そういったことで進めているところでございます。

次に、5月15日から16日にかけて行いました東海地区及び関西方面における企業訪問活動についてでございます。

毎年、本町に立地をしております企業を中心にいたしまして、関東地区と交互に訪問をいたしております。会社の経営者といろいろと情報交換をする機会でございます。それぞれの企業さんの経営の状況とか、あるいは今後の設備投資計画、そういったこと等についての意見交換を行って、必要に応じて、町としての対応を検討しているところでございます。

地道ではありますけれども、毎年このような取り組みを進めることで、新たな企業の御紹介をいただいたり、また逆に、いろんな情報をお聞かせいただきたいというようなこともございますので、こういったつながりをさらに強固なものにして、より緊密な連携のもとに、いろいろ企業活動、あるいは企業の誘致活動、こういったことにつながっていけばありがたいと思っているところでもあります。

今回におきましては、片桐工作所、日特製作所、佐藤製作所、寿精密の4社と、本年から新たに県の大坂事務所に職員を1名派遣をいたしておりますが、本年度は特に企業誘致を中心にして、県の職員と一緒に活動をするということにいたしておりますけれども、そのようなことから大阪事務所にも立ち寄りまして、支所長以下、関係の幹部の皆さんとの意見交換も行ったところでございます。

以上で町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第6「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第7「議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、日程第9「議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第10「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第11「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第5「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から、日程第12「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明並びに一般選挙後初めての定例会でありますので、町長の所信表明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

平成25年の第2回定例議会が開会されるに当たりまして、私にとりまして2期目就任後、最初の定例議会でありますので、今後の町政運営に対する所信と決意の一端を申し述べさせていただきます、議員各位を初め町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

任期満了に伴いまして、さきに執行された町長選挙におきまして、無投票再選という、大変身に余る御審判をいただき、引き続き町長に就任させていただきました。まことに光栄に存じます

一方で、私に課せられました責務の重大さをひしひしと感じ、改めて身の引き締まる思いであります。

議員各位におかれましても、定数削減の中で厳しい選挙戦を経ての当選ということで、喜びもひとしお大きいと存じ上げます。

さて、さつま町が誕生し8年が経過をいたしました。今期半ばの平成27年度には、節目の10周年を迎えることとなります。合併以来、行政、議会、地域諸団体、町民各位が連携し一体となって、さまざまな取り組みを進めてまいりました結果、基礎自治体としての一定程度の基盤が整いつつあると感じております。

今日、グローバル化が一層進展し、社会経済情勢は目まぐるしく変動、変化いたしております。まさしく、「変革・激動の時代」と言えます。産業振興、人口構造、地域振興等々、今後、本町が未来に向かって発展していくために乗り越えていかなければならない多くの課題があります。時代を読み、決断を下し、スピーディーに実行し、町民が「夢と希望の持てる元気なさつま町」の実現を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりたいと決意を新たにいたしております。

これからの2期目の4年間は、今までの4年間の単なる延長線上で仕事をしていくということではなく、今まで取り組んできたことを含め、心機一転「非連続の改革」の言葉のとおり、これまでの流れも素直な目で見直す気持ちで取り組んでまいります。

町政運営の姿勢としましては、引き続き、1つ目は「誠実で公正かつ透明性の高い町政」、2つ目は「住民視点、現地現場主義による対話と協働の町政」、3つ目は「効率とスピード重視の町政」を基本としてまいります。

次に、町政の重点施策として、4本柱の戦略目標を掲げました。

まず、1本目の戦略目標であります「元気の出る農林・商工業の町」であります。

本町の基幹産業は農林業であります。現在、農林業振興にかかわる分野は幅広く、役場内部では農政課、担い手育成支援室、耕地林業課、行政委員会としての農業委員会があり、それ以外にも農業再生協議会、土地改良区などが存在いたします。また、町内には、北薩森林管理署、北薩地域振興局、北薩森林組合、JA北さつま、北薩農業共済組合など、国、県などの主要な農林業関係機関・団体が所在しております。農林業の振興を図っていく上で、部内はもとより、これらの機関・団体がお互いに連携・協力していくことが求められております。今回、縦割り行政の枠を超えた横断的な連絡会議の設置や一定の振興方策の検討、そして推進など総合調整を行う専任プロデューサーを設置して、基幹産業としての農林業振興を推進してまいりたいと考えております。

次は、「薩摩のさつま」ブランド確立とトップセールスの推進であります。

本町では、米、梅、イチゴ、トマト、茶、マンゴー、ブドウ、キンカン、ゴボウ、里芋、カボチャ、タケノコなど多種多様な農林産物が生産され、また、優秀な種雄牛に恵まれ、子牛取引では全国に誇り得る「さつま牛」の産地であります。

これらの豊かな農林畜産物の有利販売を図るため、JA北さつまと連携して「薩摩のさつま」のブランド確立を図り、関東、関西地域等の消費圏域でのトップセールスを積極果敢に行いながら、販売促進に努めてまいります。

平成22年度から実施した、町・JA・県のワンフロア化による機能の充実により、地域農業の維持・振興を図るため、多様な担い手である認定農業者、新規就農者の確保及び集落営農の育成を図るため包括的な支援を行ってまいります。

また、町・JA・県等で構成する「さつま町の農業を考える会」において、各地域で策定された人・農地プランの実践支援を行うとともに、農地の適正な管理と農地の有効利用を促進し、耕

作放棄地の解消と発生防止を推進するため、町の単独事業として農用地利用集積事業を実施いたします。

町では、これまで農林業いきいきプランに重点品目として16品目を指定し、推進を図ってきております。さつま町の誇れる特産品づくりのため、生産性向上と定着化に係る支援を実施し、産地づくりを推進してまいります。

「さつま牛」の産地育成の拡充対策としまして、優良雌牛の保留・導入促進や肥育素牛導入促進、畜産基盤再編総合整備事業による多頭飼育農家への飼料生産基盤や畜舎等の整備を促進してまいります。また、1農家当たりの飼養頭数拡大を図るため、簡易牛舎に対する補助金増額や、配合飼料価格高騰が続く中、粗飼料等自給飼料確保の支援をしております。

次に、「さつまたけのこ」の一大産地形成を図る竹林改良、作業道の整備推進についてであります。国産タケノコの需要拡大や竹チップ工場を追い風にタケノコ生産を促進するため、鹿児島の特用林産物総合対策事業等の導入とあわせ、竹林整備支援事業によるタケノコ生産竹林や作業道の整備を促進し、「さつまたけのこ」の一大産地づくりに努めてまいります。

次に、現在、本町の多様な農産物は1次産物として流通しているのが主流であり、生産、加工、販売を加える6次産業化を推進することにより、農産物の付加価値が高まり、新たな特産品も生まれ、地域農業の活性化が図られるものと考えております。薩摩西郷梅を初めとする、町内で生産されるすぐれた農産物による地域特産品の6次産業化を強力に推進し、農家所得の向上に努めてまいります。

国が作成した森林・林業再生プランに基づき、強い林業の再生に向け、引き続き間伐等森林環境整備事業を実施し、北薩地域の県、各市町、林業事業体等で構成される推進会議等の中で連携して山林の活性化を推進いたします。

また、有害鳥獣対策につきましては、鳥獣被害地区緊急捕獲対策事業の導入を図り、猟友会、駆除隊の協力を得ながら、あわせて農家の自発的捕獲の促進を含めた対策を講じるとともに、鳥獣被害防止計画に基づき、農林産物等の被害防止のため、防止と捕獲の両面から総合的かつ効果的に推進をしております。

次に、商工業についてであります。

町内商業の活性化と消費拡大を図るため、今年度もプレミアムつき商品券の年間2回発行について支援し、地元購買力の向上対策を図ってまいります。また、小売業等店舗整備支援事業や旅館等施設整備事業についても引き続き実施し、事業の活用を推進するとともに、商店街景観等保持を図る街灯等の整備、一定の連担する区域の街路灯維持経費の軽減について、支援策を早期に調査検討してまいります。あわせて商店街の安全安心なまちづくりとイメージアップを図ってまいります。

次に、企業誘致活動と立地企業との連携による雇用の促進であります。

雇用と町民所得の安定を図るため、町内立地企業や本社への訪問を初め、食品産業等への新規企業に対しましても情報収集等を行い、また連携を密にして誘致のセールスと雇用確保に努めてまいります。

次に、2本目の戦略目標であります「子どもやお年寄りが安心して暮らせる町」の実現であります。

初めに、子育て支援対策であります。

子供は社会の希望であり、未来をつくる力であります。子供の健やかな成長は、社会を構成する全ての人々にとっての願いであります。このため、引き続き子育て世代が安心して働ける環境づくりとあわせ、保育料の負担軽減を図り経済的支援を実施してまいります。

また、子育て環境充実の一環としまして、来年1月をめどに、現在、小学校就学前までの医療費無料化を、小学校終了時まで拡大することで所要の準備をしております。

中学校の入院医療費無料化については継続することとし、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

次に、年々対象範囲を拡大してまいりました予防接種費用の助成につきましては、ヒブワクチン、肺炎球菌、水ぼうそう、おたふく風邪、子宮頸がんに加え、今年度、新たに県内初の事例となるロタウイルスとB型肝炎ウイルスワクチンの任意予防接種助成を始めることといたします。

また、一昨年より実施しております「こうのとりの支援事業」を今年度も継続して実施し、不妊治療費の助成とあわせ、元気な赤ちゃんを出産していただくために、妊婦の歯科無料健診を引き続き実施してまいります。

発達障害児に対する支援策であります。近年、発達段階において支援を必要とする子供が増加する傾向にあります。乳児の約3割、幼児の約4割がフォローを要するという、極めて大きな課題となっております。このようなことから、今後も引き続き関係機関と連携を強めながら、個々の成長・発達を促す療育支援や障害児特別支援対策を講じてまいります。

子育ての関係につきましては、教育部門においても新たな対策を講じてまいります。ただいま申し上げましたとおり、より拡充した取り組みを進めてまいりたいと考えております。国においても、「子ども手当」から「児童手当」に改変するなど、新たな支援策が創設されたことに伴い、現在の町単で行っております「すこやか子育て支援手当」は、小学校終了時まで行う計画の医療費無料化の拡充とあわせ、今後廃止をしたいと考えております。

健康づくりを町民一人一人が主体的に取り組み、効果的に推進するため、各種健康相談、訪問指導をさらに充実するとともに、各種のがん検診については、町民が利用しやすい個別検診スタイルを拡充し、特定健診については受診率目標を70%、保健指導の実施率目標を60%として取り組みをいたします。また、大変好評でした元気度アップ事業、健康づくりポイント制度は本年度も引き続き実施し、予防対策に重点的に取り組んでまいります。

心の健康づくりでは、地域の福祉力再生事業として、地域福祉推進「気づき・つなぎ・見守り」プロジェクトを実施し、社会全体で支え合う仕組みを構築するためのモデル事業に取り組んでまいります。

新しい取り組みとしまして、健康寿命の延伸の実現を図るため、ロコモ（運動器症候群）予防を積極的に推進をいたします。また、高齢者における罹患率、死亡率ともに高い肺炎の原因となる肺炎球菌に対処するため、新たに70歳以上を対象とする肺炎球菌ワクチンの任意予防接種助成を始めます。

地域医療の確保については、救急医療負担軽減改善事業に加え、本年度から医師確保支援事業を創設し、医師確保の積極的支援を図るとともに、今後についての地域医療の確保に対する方針、方向性を検証しながら、より具体的な支援につなげてまいります。

社会環境の変化より、老老介護、ひとり暮らしといった問題を抱える世帯が増える傾向にあり、各種高齢者福祉サービスの充実とあわせ、人と人、人と地域の新たなきずなを生み出す「高齢者等くらし安心ネットワーク事業」のさらなる充実を図り、地域で支えていく体制づくりを強化してまいります。

また、超高齢社会を迎える中で、高齢者福祉ニーズは複雑かつ多岐にわたっており、高齢者の豊かな経験や知識を生かす「ふれあいいきいきサロン」などの活動支援、社会参加促進の取り組みを進めてまいります。さらに、介護予防活動を中心とした地域支援事業の拡充を図り、高齢者の主体的な健康づくりを支援してまいります。

町内の公共交通対策につきましては、昨年4月から全町的に実証運行を行い、ほぼ定着しつつありますが、買い物や通院等の利便性を図る観点から、変更要望のある路線につきましては一部見直し、利用促進を図ってまいります。

学校教育につきましては、ふるさと「さつま町」の教育的素材も生かし、特色ある学校づくりに引き続き支援を行うとともに、中学校に続き、小学校の授業力等教職員の資質向上対策に取り組むことといたしました。

学校施設の耐震化につきましては、平成24年度末で耐震化率96%、2校を残すのみとなっております。2校のうち、求名小学校屋内運動場は本年度、宮之城中学校屋内運動場は来年度改修工事を行い、耐震化率100%達成に努めます。また、児童生徒用のトイレ洋式化への改修など既存施設の営繕等、教育環境の整備に努め、児童生徒の安全安心を期してまいります。

通学路の安全対策については、警察並びにスクールガードリーダーを初め、関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、学校再編につきましては、議会特別委員会の最終報告や各PTA並びに地域の意見を参酌し、平成23年度策定した基本計画案を見直した新たな基本計画を策定し、議会を初め関係地域等への説明を行いながら推進をしてまいります。

生徒指導体制につきましては、相談業務等についてスクールカウンセラーや町単独によるスクールソーシャルワーカー等の配置による相談体制の充実を図り、いじめや不登校等、児童生徒一人一人の問題行動等の解決に向けた教育に最善の努力をしてまいります。

3本目の戦略目標であります「ふれあいのある生き生きとした住みたい町」の実現であります。

国内が人口減少社会に入り、定住人口を増やす目標は大変困難な状況になっています。これからは、町の魅力、特色を前面に押し出して、町に訪れる人、いわゆる交流人口をいかに増やすかが、町の浮沈にかかわってくると思っております。

したがって、地域の活性化対策として交流人口の果たす役割は極めて大きく、その一翼を担うのが観光交流であります。町内外で開催されます各種イベントに積極的に参加し、観光特産品協会・イメキャラ「さつまちゃん」・かぐや姫・観光夢大使が連携したPRを行うとともに、宮之城鉄道記念館の交通・観光物産の拠点施設としての機能充実、受け入れ体制としての観光ボランティアガイドの育成・確保、町民こぞっての「もてなしの心」醸成が必要と考えますので、その取り組みを図ってまいります。

豊かな農村資源を活用したグリーンツーリズムの推進については、都市・農村交流による農業への理解及び農家所得向上を図るとともに、近年、新幹線効果により年々増加している修学旅行生についても、町グリーンツーリズム研究会を中心に受け入れ体制の整備を図り、交流人口増加に努めてまいります。

また、コンベンション事業をさらに推進し、既存の大会に加えて新たな大会等を計画しながら、各種の文化・スポーツ団体の合宿の受け入れ体制の充実を図ります。

平成27年度に開催されます「第30回国民文化祭・かごしま2015」につきましては、本町において郷土芸能祭、ゆるキャラフェスタ等の開催を計画しており、本年度より具体的な準備作業を始めることとしております。これらの受け入れによる交流とともに、町民が外に出て交流をする機会に対する支援策として、今後、交流基金創設についても研究検討をしてまいります。

北薩広域公園のテーマゾーン等の整備推進につきましては、これまでふるさとゾーンの整備が行われ、県北部における有数の憩いの場となっているところであります。歴史ゾーンについては、本年度から——ここを、ちょっと訂正をしていただきたいと思います——本年度から基本計画づくりが始まることから、山城としての虎居城が体感できる魅力ある公園の早期完成に向けて、

地元要望を取りまとめ、引き続き県へ要望してまいります。また、地域高規格道路「北薩横断道路」の早期開通を目指すため、広瀬道路から泊野道路間の早期事業化に向けて関係機関との連携を図りながら、引き続き努力を傾注してまいります。

再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、屋地グラウンド（旧宮之城中学校跡地）に設置されるメガソーラー施設が、9月の供用開始を目標に工事が進められております。住宅用の太陽光発電システムの設置事業の補助につきましては、今年度も引き続き実施し、エネルギー自給率の向上や地球温暖化防止に努めてまいります。

防災、防犯、景観の保持のための昨年度創設いたしました危険廃屋解体撤去補助金交付制度につきましては引き続き取り組むこととし、環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となった施策の取り組みを推進し、快適な住環境を目指します。

地域コミュニティの活性化については、「まちづくりは地域から」を基本に、各区公民館で策定されました地域づくり活性化計画書に基づき、課題解決や活性化並びに地域元気再生事業の取り組みについて、地域担当職員の配置により積極的に支援をしております。

また、家庭生活における子育てや介護福祉の問題を初め、地域づくりの諸活動においても女性の果たす役割は大きく、まちづくりに対する女性の視点からの意見を町政に反映させるため、引き続き「さつま町女性いきいき推進会議」を設置してまいります。

青少年の健全育成については、家庭における親子ふれあいによる教育はもとより、地域や各種団体と連携して、地域社会全体で青少年を育てることが重要であります。そのため、コミュニケーションの原点であります挨拶や感性、表現力、想像力を高める読書運動を通じ、心豊かな子供づくりの取り組みを展開してまいります。今回、これらを推進するため、ブックスタートにおける絵本に加え、親への育児本の贈呈や図書購入費の拡充により、子育てや家庭教育に関する本を含め、各図書室及び学校図書の充実を図ってまいります。

町域の均衡ある発展のための周辺部における活性化対策につきましては、それぞれの地域の主体性を確保しながら、話し合い活動、小規模宅地造成、空き家購入や改修等周辺整備対策を検討をしております。また、地域経済活性化のための住宅リフォーム助成制度について、本町の実情に即した内容で早い機会に創設してまいります。

最後に、4本目の戦略目標であります「財政健全化による安定した行政サービスの町」の推進であります。

多様化する行政ニーズに的確に対応するため、新庁舎の完成、職員定数管理とあわせ、効率的な課・係の配置を目指す行政組織の改編を行うことで作業を進めてまいります。

また、行政サービスのさらなる向上を実現するためには、職員の意識改革が必要不可欠であります。活用しやすい研修制度を整備し、積極的活用による職員の資質向上を図ってまいります。

昨年、建設工事に着手いたしました役場本庁舎につきましては、最高の住民サービスを行う拠点施設でありますとともに、自然災害等に対する危機管理、防災拠点施設でもあります。計画的に、安全、確実に完成するよう努めてまいります。

公共施設のあり方、管理のあり方につきましては、一昨年来、施設の実態や管理の形態等の精査を行い、検討委員会により今後の方向性を調査研究しておりますが、譲渡・廃止等の処分や規定管理者制度のあり方も含め、早い機会に具体的な見直しを進めてまいります。

これまで、本町財政の健全化に向けて、第2次行財政改革推進計画に基づきまして計画的にまた着実に推し進めてまいりました結果、ここ数年、人件費、公債費においては対前年2億円以上の縮減が図られ、合併当初の財政指標と比較しますと、実質公債費比率、経常収支比率とも大幅に好転してきております。

しかしながら、地方を取り巻く経済情勢や普通交付税の合併特例期限の到来する平成27年度からの段階的縮減が実施されることを視野に入れて、歳入の確保とあわせ歳出削減を行い、より安定的で持続可能な財政基盤の確立が求められるところでありますので、引き続き行財政改革を推し進めてまいりたいと考えております。

合併後8年が経過し、さつま町の一体性も確保された感もいたしております。このような中で、本町における最も身近な懸案として、福島原発事故を契機として見直しを行うこととなった地域防災計画の原子力防災対策、現在使用しておりますアナログ無線放送からデジタル無線放送への転換を行うこととなる消防無線、防災行政無線の改修、一昨年より町民への説明会等を実施しながら進めております学校適正化に基づく再編計画など、喫緊の課題として、時期を捉えながら適切に対応してまいりたいと考えております。

また、平成27年度は、本町にとりまして新町10周年の記念する年になりますことから、記念事業に向けての準備とあわせ、国民文化祭かごしま2015の開催、さらには日本美術展鹿児島会の開催など、一連の記念行事として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私の町政運営に対する所信の一端を述べましたが、これからの4年間は次なる10年の節目として、さらなる飛躍を図る大切な期間であることを位置づけながら全身全霊を傾けて町政執行に当たる決意でありますので、議員各位を初め町民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます、私の2期目に当たっての所信表明といたします。

続きまして、議案第43号から議案第55号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。

次の議案第44号で一般職員の給料減額措置を講じることとあわせまして、特別職も足並みをそろえるということを主眼に、そしてまた、依然として雇用状況など経済情勢が厳しいことから、町長、副町長、教育長、その給料月額について特例条例を定め、当分の間、減じようとするものであります。

次に、「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」であります。

東日本大震災の復興財源確保等を図る目的に、国家公務員に引き続き地方公務員給与の減額措置の要請が国からなされたことから、職員の給料について減額措置を講じることに伴い、特例の条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

農林業振興のさらなる推進を図るため、新たに農林業振興プロデューサーを設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」であります。

これは、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称が改められましたことから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、介護保険法第63条の規定による保険給付等の制限に関して保険料の減免を行うことができるよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、道路法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

平成25年度の当初予算は、4月に町長選挙を控えておりましたことから、新規の政策的経費を抑え、義務的経費、経常的な経費並びに継続的な事業を主体とした骨格予算といたしたところであります。今回の6月補正予算（第1号）では、総合振興計画等を基本にしながら、私が掲げております4本柱の戦略目標でありますマニフェスト関連の政策的事業あるいは新規事業を中心に肉づけ予算として編成をいたしたところであります。道路新設改良費に要する経費及び老人福祉費、保健衛生予防費、畜産業費、団体営土地改良事業費、林業振興費、災害対策費、教育総務事務局費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,807万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億1,807万4,000円とするものであります。

次に、「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、在宅医療、多職種協働体制づくり事業、在宅高齢者歯科医療連携事業及び償還金に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,400万3,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、議案の第45号でございます。「さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野建男君）

それでは続きまして、「議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、議案第48号でございます。「さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、議案書は別冊になります、議案第49号について御説明申し上げます。「平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案の第50号でございます。「平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、6月13日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する総括質疑を6月12日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

しばらく休憩します。再開は、おおむね11時10分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第13「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進
計画の一部変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第13「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。

さつま町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要性が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画課長（湯下 吉郎君）

それでは、議案集の51ページをお開きください。「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております議案第51号に対する質疑は、6月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第14「議案第52号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「議案第52号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第52号 町道路線の廃止又は認定について」であります。
これは、町道路線を延長しようとするため、対象路線の廃止または認定について道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第52号 町道路線の廃止又は認定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第52号 町道路線の廃止又は認定について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第52号 町道路線の廃止又は認定について」は可決されました。

△日程第15「議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車
購入契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団永野分団の消防ポンプ自動車購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（高木 卓朗君）

議案集の53ページをお開きください。「議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

ただいま、消防ポンプ車の購入の件で説明がありましたけれども、この入札執行調書を見させてもらっておるんですが、それぞれ予定価格からすると大変な、入札参加者との差があるようでもありますけれども。それぞれ説明の中には、一定の装備かこれは説明があったと思うんですが、こんなにも開きが出るものかとびっくりしているところでもありますけれども。そこあたりの内容を、もうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

○消防長（高木 卓朗君）

今回の永野分団の消防ポンプ自動車の購入につきましては、これまで購入いたしておりますものと仕様は全く一緒でございます。最近の購入実績を申し上げますと、平成24年度求名分団の消防ポンプ自動車の購入契約金額が1,900万5,000円、平成23年度の中津川分団の消防ポンプ自動車の購入契約金額が1,879万5,000円ということでございます。

今回につきましても、見積もり、あるいはこれまでの実績等を踏まえ、予算を積み上げたところでございますが、今回につきましては業者間の競争原理が非常に働いたということであろうと考えております。

以上です。

○新改 幸一議員

この、落札されました鹿児島森田ポンプ代表取締役尾曲さんですか、この鹿児島森田ポンプからの消防車購入ちゅうのは他の分団にもあるわけがございますか。

○消防長（高木 卓朗君）

先ほど申し上げました平成23年度中津川分団の消防ポンプ自動車を、鹿児島森田ポンプ株式会社から購入いたしております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

新改議員と若干重複するかもしれませんが、1,866万の見積もり予定価格に対しまして1,085万ということではありますが、高いところちゅうか、入札の非常に高いところは1,800万を超えるような価格で相当な開きがあるんですけれども、金額は安ければいいとい

うことでもないんでしょけれども、性能的には同じような車の中でこういう価格になったのか、お尋ねいたします。

○消防長（高木 卓朗君）

今回の消防ポンプ自動車の購入につきましては、仕様書で詳しく定めておまして、その仕様書に基づいて入札執行しており、一緒の仕様でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。「議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 永野分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第16「選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に新森一教さん、中王子康雄さん、桃菌トチエさん、久保菌純隆さん、同

補充員に水流速雄さん、坂元満秋さん、平義夫さん、山口良一さん、以上のとおり指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、それぞれ選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました新森一教さん、中王子康雄さん、桃園トチエさん、久保菌純隆さんを選挙管理委員会委員に、水流速雄さん、坂元満秋さん、平義夫さん、山口良一さんが同補充員に当選されました。

委員の補充については、補充員にその順番を定めておくことになっております。

お諮りします。補充員の順番は水流速雄さん、坂元満秋さん、平義夫さん、山口良一さんの順番にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、補充員の順番は、ただいま申し上げた順番とすることに決定しました。

△日程第17「行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第17「行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。本町の健全な行財政の運営、行財政改革の推進等の取り組みについて調査研究するため、議長を除く15名の委員で構成する行財政改革対策調査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名の委員で構成する行財政改革対策調査特別委員会を設置することに決定しました。

これより、行財政改革対策調査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により、行財政改革対策調査特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから、行財政改革対策調査特別委員会を招集します。委員会の場所を議員控室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政改革対策調査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので

お知らせします。

行財政改革対策調査特別委員会委員長に岩元涼一議員、副委員長に上久保澄雄議員、以上のとおりであります。

△日程第18「報告第5号 平成24年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、日程第19「報告第6号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第18「報告第5号 平成24年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」及び日程第19「報告第6号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の報告2件について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「報告第5号 平成24年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

財産管理事務費外11事業に係る予算を地方自治法第213条の規定により翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第6号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、さつま町簡易水道事業会計において建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したもので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「報告第5号 平成24年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

「報告第6号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告2件に関して、何かお聞きしたいことはありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

別にありませんので、以上で報告2件を終わります。

△日程第20「報告第7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第21「報告第8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画

及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第20「報告第7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第21「報告第8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件について内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

それでは、「報告第7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「報告第8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、6月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月11日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時54分

平成25年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成25年6月11日

平成25年第2回定例会一般質問
平成25年6月11日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(10) 川口 憲男	<p>1 人口増対策について</p> <p>(1) 合併後も本町の人口減少には歯止めが掛からない状況であり、このことによる農林業、商工業等の振興及び地域コミュニティの維持存続等に及ぼす影響は大きいものとする。</p> <p>中・長期的視点に立った人口増のための施策を展開すべきと思うが、基本的な考えについて伺う。</p>
2	(1) 平八重 光輝	<p>1 経済活性化策について</p> <p>(1) 町内経済が沈下現象にある中で、過去3カ年間の町の実質収支額は約27億9,000万円、基金積立額は約14億4,000万円となっている。将来に備えた積立は必要であるが、早急にすべきは、景気対策を行い、町内経済の活性化を図ることが必要と考える。次の2点について伺う。</p> <p>① 建設・建築業界の現状をどう分析するか</p> <p>② 積極的な予算執行を行う考えはないか</p> <p>2 鍼灸等治療助成について</p> <p>(1) 特定健診受診率も70%を超え、当初目標を大きく上回り、病気の予防や早期発見につながっているものとする。</p> <p>一般的に医療費は7割の保険給付がなされているが、筋肉や節々の痛み、しびれ等も生活習慣病として捉え、鍼灸やマッサージ、整体を利用される65歳以上の方の治療費にも何らかの助成をすべきと思うが、考えを伺う。</p>
3	(12) 新改 秀作	<p>1 若者の定住意欲対策について</p> <p>(1) 社会現象とはいえ、人口が確実に減少している状況の中で、若者の定住、雇用対策の更なる充実を急ぐべきと思うが、考えを伺う。</p> <p>2 公有財産の施設設備等の管理について</p> <p>(1) 施設、設備等の長寿命化を図るためには、日常のメンテナンスが不可欠と考えるが、維持管理の現状について伺う。</p>

平成25年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成25年6月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
副 町 長	和氣 純治 君	教委総務課長	上野 俊市 君
企画課 長	湯下 吉郎 君	社会教育課長	岩元 義治 君
福祉課 長	王子野 建男 君	農政課 長	平田 孝一 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	建設課 長	三浦 広幸 君
商工観光課長	赤崎 敬一郎 君	水道課 長	脇黒丸 猛 君
総務課 長	紺屋 一幸 君	工事検査室長	小永田 浩 君
財政課 長	下市 真義 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
安全安心対策課長	崎野 裕二 君		
税務課 長	松尾 英行 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成25年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。さきに通告しました人口増の対策について質問いたしますが、その前に、日高町長は、今回のさつま町長選挙では無投票で2期目のスタートをされました。おめでとうございます。さらなる、さつま町の前進を期待いたします。

ところで、「1期4年、全身全霊で取り組んできたが、100%ということはない。改めて、町政の課題を1つずつ解決していきたい。町民の目線に立った、さらなる町の発展、町民の福祉増進に全身全霊を傾ける」と申されています。私たち議員も、定数20を16まで削減し、厳しい試練を受けてきました。ともに、まちの発展、町民のために尽くす気持ちは同じと思います。これまで以上に、一般質問、議会活動に取り組んでまいります。

きょうからの一般質問も、町長の意欲ある答弁、具体的な施策を講じていただけるよう頑張っております。この4年間にともに頑張ることを念じて、質問に移りたいと思います。

合併以来、人口減少は進行しています。町長も十分承知されています。人口増の対策は、さつま町だけでは解決できる問題ではないが、人口減少は、町民生活の低下、地域コミュニティ、農林業、商工業等、地域経済への影響も生じる。施策を講じることで一気に人口増へはつながらないが、減少への歯どめ、将来へ増える希望は持てます。さつま町にとっても重要な政策課題と考えます。

町長は、定住人口増は困難、交流人口増が町の浮沈にかかわると、まちづくりや地域カラーを基本に、地域コミュニティの活性化も地域に求められています。地域コミュニティの活性化にも、交流人口の受け入れにも、人が必要で大事です。人口増対策は深刻な課題であるが、難題でもあります。行政、議会、町民一体となり、取り組む問題と考えます。

町長、我が国の将来を考え、遅きではあるが、今、真剣に取り組むべきではないでしょうか。合併後、本町の人口減少には歯どめがかからない状況にあり、このことによる農林業、商工業との振興、及び地域コミュニティの維持、存続に及ぼす影響は大きいものと考えられます。中長期的視点に立った、人口増のための施策を展開すべきと思う。

町長の考えをお伺いいたします。1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。2期目の初めての本会議の一般質問ということでございますので、極め

て緊張の中で、しっかりと対応していきたいと、そういう念でいっぱいでございます。

川口憲男議員の質問に対しましてのお答えをさせていただきます。

人口につきましては、本町に限らず、我が国全体においても、平成20年から人口が継続して減少する、いわゆる総人口減少社会に入っております。

本町における最近の人口動態の要因というのは、町外への転出が転入を上回る社会減ということよりも、国全体と同じよう出生数が死亡数を下回る、そういった自然減の傾向が大きいということが言えるかと思っております。平成24年4月から平成25年3月までの1年間の人口動態の状況につきましても、こういった出生数、そしてまた、死亡数のこういった自然減というのが、トータル的には261名の減ということでございます。

そしてまた、社会減というのは、いわゆる転入転出の差であります、90人ということでもありますので、これからいっても自然減がやはり大きいというふうに考えております。人口減少には、自然動態、社会動態、今、申し上げましたとおりでございます、それぞれさまざまな要因がございます。この状態に歯どめをかけるためには、産業とか福祉、医療、教育、インフラ、こういった各分野の総合的な施策の展開とあわせて、やはり雇用の場の確保といったことを含めた定住対策、こういった施策が重要であると認識をいたしているところであります。

これまで、若者の定住を何とか確保したいという考え方のもとで、雇用促進を図るために、企業立地促進の条例につきましても改正をいたしまして、拡充をいたしました。そういったことで、いろいろ企業活動も行っておりました結果、前期の任期期間中に、8件の立地協定も締結をいたすことができたところでございます。この8件につきましては、県内でも多い件数であるかと思っておりますし、町村では一番多い立地件数でございます。

また、ことしは鹿児島県の大阪事務所のほうへ職員を1名派遣もいたしておりますが、特に業務内容というのは、企業誘致というのが主眼でございまして、県の職員と一緒に、企業活動に取り組んでいるところでございまして、いろいろ企業訪問をしながら、いろんな情報収集に努めているということでございます。

私も任期期間中、毎年、関西方面、そしてまた関東方面、交互に企業訪問をいたしまして、それぞれの企業の経営者の皆さん方と情報交換をする中で、そういった情報の交換をして、立地の動向とか、あるいは設備投資の考え方とか、そういったことについての情報交換をいたしてきているところでございます。

所信表明の中で、基本的な考え方については述べさせていただいたところでございますが、もう今、人口増対策というのは、先ほどから申し上げますとおり、日本全体が人口減少社会に入っておりますので、これを増に向かうというのは過去の高度成長期の時期のことでありまして、例えば、人口増対策というのは、例えば人口が増えて新たに居住環境を整備する、公営住宅を増やすとか、あるいはまた、児童生徒が増えて学校をもう1つつくらにやいかんと、そういうのが人口増対策かと思っております。

そういうことで、今、人口が減る中で、どういうふうにして、いかにして人口減というのを食い止めるかということが、最大の課題であるかと私は思っているところでございます。

過去におきましても、鹿児島県全体もですが、ほとんどの市町村が過疎団体であります。人口がずっと減っていくということで、産業の衰退にもなるというようなことで、過疎対策事業というのを行ってきております。これは国の、全国のこういった過疎市町村のところで、過疎振興法、過去10年間の期間のものが3回ぐらい繰り返しになっておりますけど、それだけ人口の歯どめというのは、地方においてはとまらないという実態があるわけです。そういうことで何とか食い止めにやいかんというような努力はされてきておりますけど、なかなかその実態としては思

うようにいかないというのがございます。

そういうことで、人口減をいかに食いとめるかというのが、先ほどから申し上げているとおりに、喫緊の課題ということで受けとめをいたしているところでございます。

そのようなことで、今回の所信の中で申し上げましたとおり、3本目の戦略目標として掲げました「ふれあいのある生き生きとした住みたい町」の実現を掲げたところでございます。この中では、まちの魅力、特色を前面に押し出して、まちを訪れる、いわゆる交流人口をいかに増やすかというのが、今後のやっぱりまちの浮沈にかかわることだと私は考えております。

したがって、グリーンツーリズムであったり、各種それぞれの地域でも、すばらしいイベントの取り組みをいただいておりますので、こういったことの共催とか支援とか、そういったことを進めながら、そしてまた一方では、スポーツ、文化、こういったコンベンションシティーマちづくり、こういったことも進めておるわけでありまして、こういったことを中心に、計画的に実施をしてみたいと考えております。

確かに、地域コミュニティの維持の関係についても高齢化が進みまして、非常に難しいところがございます。そのようなことから、特に農村地域の周辺部におきまして、そういうところが顕著でありますので、この辺の対策はやっぱり、均衡ある郷土の発展という意味合いからも何らかの対策を講じる必要があるかと思っておりますので、今回もちょっと所信で申し上げましたとおり、周辺部における活性化対策ということで、それぞれの地域のニーズと主体性を確保しながら、話し合い活動によります、いろんな、地域に応じた定住対策、こういったことについて、町としての支援があるものについては考えていきたいということを思っているところでございます。

住宅のリフォーム制度、こういったことにつきましても、これはまた地域経済の活性化とか幅広い意味で、意味が出てくるかと思っておりますけれども、今、これにつきましては検討をいたしておりますけれども、現段階の考え方としましては、町外からの転入者及び町中心部から周辺部への転居者を対象にいたしました住宅の建設、あるいは購入並びにリフォームに対する助成、地域の主体的な取り組みによります宅地造成への支援とか、あるいは、子供たちの、18歳未満の子供に対する子育ての加算とか、地元施工業者によります加算、こういったこと等も含めて、今、検討を進めているところでございます。

そのほか、やはり本町におきましては、第一次産業の農林業を基幹としたまちでありますので、こういった振興のためには、やはりこれまで行ってまいりました新たな農業担い手の確保対策、いわゆる青年就業者の就農に対する支援ということで、今回も「人・農地プラン」というのを策定をいただいておりますけど、そういったことの支援、青年就農給付金事業というのがございますので、今年度も10名を予定をいたしております。農業後継者の祝い金の給付事業、そしてまた新規就農者の補助金制度、こういったことにつきましては、引き続き進めてまいる考えであります。

また、集落営農の法人化とか、あるいは農業の6次産業化、こういったことにつきましても、積極的に取り組みを進めてまいりたいと思っておりますし、このような農業の構造を変化させる、あるいは企業化する、こういう考え方のもとに地域における新たな雇用の創出ができないかということも視野に入れながら、この取り組みを進めることが大事であると考えておりますので、今後も推進をしてみたいと考えております。

なお、商工業の振興におきましても、次世代に店舗等を受け継いでいこうという後継者、あるいは新たな店舗を立ち上げようという新規参入者に対します支援とか、後継者の祝い金とか、新規参入者の支援制度、商店街の活性化対策としての店舗整備、こういったこと。あるいは購買力

を高めるためのプレミアムつきの商品券の発行、こういったことについても取り組みを進めてまいる考えであります。

なお、やっぱり子供たちがたくさん生まれるということの関係から、子供を産み育てやすい環境づくりというのは極めて大事なことでございますので、これまでも大きな柱として取り組みを進めてまいったところでございますが、やはり、婚活の取り組みの関係とか、あるいは医療費の関係につきましては、今、小学校就学前まで無料化をいたしておりますけど、これについては、いろんな準備を進めておりますけれども、小学校終了時までは無料化の実施をしていきたいということで、今、いろいろと準備に入っております。

予防接種の関係につきましても、この県内でも先進的な取り組みを行っておりますけれども、さらにロタウイルスとか、B型肝炎のウイルスのワクチン、こういった予防接種の拡大とか、あるいは、障害児に対する育児支援対策、こういったことも進めながら、本当に子供たちを産み育てやすい環境を整備して、定住しやすい環境に取り組んでいきたいと思っております。

また、これまでも、県内で初めてのこども図書館、こういったことも取り組みをしておりますし、ブックスタートの事業とか、あるいは、今回もそういったこと等に対する図書館の充実とかいうことなど環境整備に努めることにいたしておるところでございます。

また、こういったことで、子供たちが本当に少しでも、1人でも多く生まれるような環境に努めていきたいと思っております。

それから、高齢化対策につきましては、高齢者が安心して暮らせる取り組みとしまして、介護関係もありますが、予防活動を中心としました地域支援事業の拡充とか、新たに70歳以上を対象としました肺炎球菌ワクチンの予防接種の実施をいたしまして、高齢者の主体的な健康づくりとしてのロコモ運動、こういった予防活動に対しても支援を拡大をしていきたいと思っております。

とにかく、こういったことで、元気老人の皆さん方がやはり長生きをしていただく、健康寿命をいかに伸ばすかということによって、やっぱりそういった自然減を食い止めることになるかと思っておりますので、そういった取り組みも進めていきたいと思っております。

この人口につきましては、国内の一部の地域を除きまして、ほとんどの市町村が減少傾向であるということはもう周知の事実かと思っております。単に、さつま町のことだけに限ったことではないと思われませんが、これをただ何もしないというわけにはいきませんので、とにかく、人口減少に歯どめをかけるということに最大限の努力をしていくということで、ただいま申し上げたようなことについて取り組みをしていきたいと思うところでございます。

この人口の関係について、もう少し触れてみますと、さきに、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が発表しました2040年の人口推計によりますと、43市町村、県内43市町村ございますが、全ての市町村が人口減少の状況にございます。著しいところにおいては52.5%減ると、あるいは47.7%ということで、ほぼもう半減してしまうというようなところもございます。

本町でも35.9%の減という推計でございますが、これは、県内市町村の43市町村の中で、減る率の高い市町村からいくと上から27番目ですね。いわゆる中位以下です。それから、町村だけの23で見ますと、減る割合の高い町村のところからしますと14位ということですから、中位以下ということでもありますので、頻度からしますと、ほかの市町村よりかは割と少ないかなあとは思っておりますが、ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、やはり人がたくさんいるということで町の活性化というのは当然として、産業活動にしろ、あるいは、いろんな意味で大きな影響がありますので、とにかくこういった人口増、人口が減らないような取り組みという

のは、これからもいろんな形の取り組みをしまして、活性化するようなまちづくりに努めていきたいと思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

[町長 日高 政勝君降壇]

○川口 憲男議員

町長、最初に、なぜ人口増対策という命題にしたかということをお願いしたいと思います。おっしゃるように、人口減を食いとめることが一番の問題であり、人口増対策というのは町長の答弁にもありましたように、1町でなし得るものではないし、やっぱり隣接のまち、いろんなところと協力をとっていかなくちゃいけない。県の施策、あるいは国がこれはもうちょっと動いていただかなければ、単独町でこれだけでできるということは、補助政策というか施策をした場合にも、一気にそれが伸びるということは考えられないことは重々判っております。

ただし、今いろんな答弁をいただきましたけれども、私が22年の9月に、やっぱり人口増施策はということで、町長に質問をいたしました。全く同じような答弁をいただいております。おっしゃるように、自然動態、社会動態でさまざまな要因があって減っていると。今、25年ですから、3年前です。何らかの形、あるいは、さつま町として何らかの形を打っていかないことには、こういうことは解決していかないと。そのために、人口減でなくして、私も人口減をとめるというか、そのためには、1人でも2人でも、今の町長の答弁にありましたように、人口減が合併後ここまでできますと、平成17年の合併当時で2万5,668人あった人口が、今回のところで、ちょっと済みません、2万3,000人弱、相当数減ってるんですよ。で、私が質問をしたときの平成22年で申しますと、そのときの人口からいっても、もう、2,000人、1,500人強の人口が減ってるわけです。以前からこの、人口減に対する人口増対策はどうしていかれたらいいですかということを質問しても、その流れが全然とまったままと、現に動いてると、そういうことでございます。

ですから、これはちょっと息の長い、質問の中にもしました、中期的、長期的な視点に立った人口増対策をしないと、一概にこれが増えていくちゅうことは、可能性は少ないわけです。ですから、再度再度、質問をしておるわけです。

23年の12月にも質問いたしました。全く、定住人口対策ということで、人口増はということで申しましたときも、自然動態、社会動態さまざまな要因があるということでした。これには、町長のいろんな話の中に、言葉を発せられる中に、「隗より始めよ」という言葉をよく言われます。この言葉自体については、町長は十分承知のことだと思いますから、やはり今動かないと、これから、例えば町長の任期の4年後には、また同じような経過がいくのじゃないかと。いろんな住宅対策、いろんな支援対策、子供たちに対する対策というのはとられておりますけれども、なかなかそれが形として目に見えてこない。やっぱり、1の手を打ち、2の手を打ち、3の手を打ちちゅうようないろんなところから手を打っていくことが、人口増につながっていく。

先ほども申し上げましたように、単独町で、さつま町だけでやっても急激な伸びはないと思うんですけども、やはり県に働きかける、あるいは国に働きかけるようなことをしていかなと、この人口増というのは望めません。

ある冊子といいますか、書物を読みますと、先ほど町長の答弁にもありましたように、人口減によるまちの形態は、今は限界集落と呼んでますけれども、限界校区、あるいは限界町になって、限界集落ではなくして限界区、限界町になっていくと、非常に人口減が小ぢんまりと小さくなってしまって、いろんな活動ができていかなくなると、そうしていけば、地域コミュニティーの活性化もなくなっていくということが言われております。

そういうことで、私は人口減対策、減をとめる対策ということをしなかった、人口増をもって

いくにやいかなる方法があるかということ町長に質問をしたわけですが、厳しい状況がある中で、これだけはちょっと町長のほうで考えていただきたいというのが、先ほどもありました、少子化対策に対する、子供たちの対策に対する、「住みやすく住んでみたいまち」と、これがまちづくりの中で、これだけは唱えていきたいということでされてますけれども、若い御夫婦、あるいは雇用の面もありますけれども、まず、住みやすく住んでみたいまちを形成するに当たって、その若い夫婦、若年夫婦と言ったらおかしいんですけども、子供を産み育てをする環境にある人たちのために、今、いろいろ、ロタ対策とかいろんな対策がありましたけれども、ここらにもう少し手厚く手当をする考えがないか、雇用の面もありますけれども、それ以外の面で、ソフトな面でそういうことを考えがないか、ちょっとお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

人口を減らす、食いとめる、そのことについては基本的に今いろんなことを申し上げましたけれども、今、お尋ねになりました、若い人たちが、やっぱり子供を産み育てやすい環境づくり、これについては先ほど申し上げましたとおり、やはり、今、国全体が少子化の時代を迎えております。子供が非常に産まれる割合が少ないということでございますが、いわゆる、女性が一生のうち子供を産む特殊出生率というのがありますけれども、ようやく1.41ですかね、そういうところまで回復はしておりますけど、この指数というのは、夫婦になる指数というのは2.07から2.08ですから、とても夫婦になる状態まで行き着かない。非常にそれだけ子供たちが産まれる割合というのは少なくなっているということですから、やはりおっしゃるとおり、子供が生まれやすい環境づくり、そしてまた育てやすい環境づくりというのは、国を挙げて取り組む必要があるかということでございます。

これについては、国のほうもいろんな手だてを講じてきておりますが、もっと、私から言えばもっともっと早く、高齢化率が高まるその時期から、やっぱり少子化対策をしっかりとやるべきだったと思っております。今、いろんな手だてが、保育料の無料化とか、あるいは幼稚園の授業料の免除とか、いろいろ打ち出しておりますけれども、やはり1人の子供を成人まで育て上げるまでは、やっぱり数千万というお金が要るから、そういう教育費が非常に高いということで、なかなか子供を何人もつけれない。ましてまた、今、共働きの時代になっておりますので、やっぱり子供を産んだらまた復職ができるかという、そういう職場環境は本当に整っているかとか、今、安倍総理も3年間の育休をとという話も出ておりますけれども、非常に事が早目に、そしてまた本当に国全体で、そしてまた国民全体でやっぱりそこをしっかりと、環境をお互いにつくり上げていくということは、最も大事なことであるかと思っております。

そういうことで、先ほど申し上げましたとおり、さつま町としましては、これまで出産から、あるいは生まれたあとからもずっといろんな手だてを講じてきております。これは一貫した取り組みであります。もうこれは逐一申し上げません。これまでずっともう論議をしてきて、十分御理解のとおりではあります。予防接種等についても、非常に、子供さんが健やかに育つためには、やっぱりいろんな予防接種を各段階においてしなければならない。しかし、非常に、2回、3回となると、もうかなりお金が要ると、種類も多いし。そこについてはほんなら、やっぱり行政としても何らかの支援をして健康に育ててほしいという形で、今回も新たにロタウイルスとか、あるいは肝炎についても、新たにやりましょうということにしておるわけでありまして、そしてまた、乳幼児の医療費についても、今回小学生までは拡大できないかなということで、試算もしておりますけれども、そういったことまで環境整備をして、とにかく子供さんたちが1人でも多く産まれる、そういう環境ができないかということで努力をいたしておるところでございます。

○川口 憲男議員

町長がおっしゃるように、種々この施策は、私もここに以前の分をあれしませて、また明記しております。その中で、今、子供の産み育て、住みやすく住んでみたいまち、産みやすくそして住みやすいまちということを申されましたけれども、全くそこあたりのほうに考え方をやっていくべきことじゃないかと思っております。今、うちのまちをとりましても、保育園のところ、いろんなところを回って見ましても、約八十何%で、今、大体、定員を満たしている。多いところはもう100%を超えているというところもございますけれども。そういうふうな状況で、若いお母さん方が仕事をしようにも、そういうところまでは充実してるんですが、やっぱり、先ほど申されました保育料の関係を考えますと、仕事をしてらっしゃらないお母さん方については、そういうところでちょっとハンディが出てきているということもございます。

また、今、先ほど、成人するまで1,000万以上の子育て費用がかかるということがありました。私の資料をちょっと説明申しますと、年間で公営保育所にかかる費用が、大体230万から250万ぐらいかかると、1人に対して。それが年間ですから、それを累計されたらいろんな費用がかかってくると。そうしたときに、若いお母さん方が今度は働こうと思ったときに、出産で、先ほど安倍首相が3年間育児休暇をとって休んで、それから育児に務めてまた就職活動していこうとなれば、今まで持ったいろんな、何ていいますかね、技術、ノウハウがまた一から始まっていけば、その分パートになったり、仕事の収入量が年間のあれの半分になってしまう。そういうことで、どうしても若いお母さん方もやめて、そういうような方向性にもっていきたいけれども、そういうことができないということが出ております。

町長の言われたそのとおりだと思うんですけど、そこで、やっぱり施政方針演説の文書の中で町長が申されました、今後は、子育て支援ですかね、ちょっと待ってくださいね、何やったかな、子供の支援施策を3月に議会に出されまして、議会から否決されまして、今回はその所信表明の中で、これはもう廃止するんだと、国の児童手当があるから廃止するんだということを申されました。

この児童手当、国がしている児童手当も、こういうような、コストとといいますか、子育てソフトを考えたときには、これも、そぐわない点が相当あるんですよ。児童手当がほんならいいのか、ほんならそれが果たして地域、こういう末端のまちに来たときに、それだけでいいのか。

そこで、町長が当初から施策としてされておりました、すこやか子育て支援というのは、国の施策とは別の新たな施策で、非常に若い御夫婦の方には喜ばれている支援でもあったと聞いております。いろいろ若い人たちに聞きますと、やっぱりこういうのがなくなったら非常に苦しい。やっぱり、そういうところはお母さん方が務められる支援策の中でできてきてないというのが現状じゃないかと思っております。

そこで、ちょっとこれは大まかな提案ですけど、こういうような方向性ができないかということで、町長にちょっと投げかけてみたいと思いますが、このすこやか子育て支援手当を廃止することをされました。出されました。児童手当があるから、これをもう廃止すると。

しかし、いろんな書物を読みますと、この児童手当には子育てをしていく中で、先ほど申し上げましたように、お母さん方の収入とか、何やかんやしたときに、あんまり効果性がないんだということです。そのためには、このすこやか子育て支援手当のこの手当、町に、いいこういう手当があるんですけども、これは私が考えた1つの政策ですけど、これはまた町長部局の中でされると思うんですが、まず1つには、このすこやか子育て手当と一緒に、3人子育てをされている方に、例えば、2人目、それから3人目の方に、名称は不詳なんですけど、ミルク代とか、おむつ代というような名目で、そういうような施策が、さつま町として独自にできないのか。そういうことによって、「さつま町に行ったら、こういう政策があつていいよね」というようなことが

あるんじゃないかと。まあ、使う名称はあれですけども、そういうようなのができないのか。

それともう1点は、例えば、いつもなぜ3人以上かというのは、出生率1.41だったですかいね、のところでいけば、やっぱり3人は子供がおってほしいということを考えて、3人以上ということを私は申し上げているんですけど、3人以上を子育てする家庭の、例えば保育園、幼稚園、学校の送り迎えと、若い夫婦が共稼ぎ等で、どうしてもその負担がどこに行くかと。あるいは、親戚、兄弟、じいちゃん、ばあちゃんが若夫婦にかわり、そういうような子育ての援助をしているという、そういう方々等に、例えば一番いいのは、じいちゃん、ばあちゃんでしょうけれども、いらっしゃらないところもあるんでしょうけれども、そういう家庭に子育てに頑張る若い夫婦への支援策か、あるいは敬老会の敬老祝い金ですか、そういうのに準じて、そういうような対策を講じていくのも、子供を産み育てるために母親が働くことができなくなる。そうであれば、女性が子供を産んで働き続けることができるように支援する。これが人口減をとめる、あるいは人口増につながっていく政策じゃないかと考えます。

町長、今すぐに答えられないと思うんですけど、そういう施策的な考え方があるのかないかをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

子育ての支援の関係については、さまざまな考え方があるかと思っております。いろんな政策というのが、各市町村、独自性を持って取り組みができるわけでありますが、もちろんこれについては財源というのが必要でありますので、その辺の兼ね合いも十分考えながら措置をする必要があるかと思っております。

町単で取り組んでおります、すこやか子育て支援手当につきましては、いわゆる多子世帯のところについて、第3子とか第4子等についての町単での手当をやっているわけでありまして、これについては、民主党の時代から子ども手当ができて、本町におきましても、3億から4億円交付をされておるわけですね。それが政権が変わりまして、自民党政権になって名前が変わりまして、児童手当に変わっておりますけれども、これはまた、やはり3億円以上の金がそれぞれの家庭に交付されておるわけです。

それでまあ、この制度ができる以前に、さつま町においては町単で約800万、900万円ぐらいお金をかけてやりよったのが、国が後追いの形で制度ができたもんですから、これについては町としては二重的な取り扱いになるから、やはりもっと有効な方向に切りかえることはできないかということで、前回もお願いしましたら、だめだというようなことになったわけですが、これについては、やはり先ほど申し上げましたとおり、いろんな施策がございます。本当に子育てをされる親御さんたちにとって何が今望まれているか、とこういうことを考え、そこにやっぱり視点をやって、本当に有効な施策をやらないとお金が生きらないというふうに私は考えておりますので、所信でも申し上げましたとおり、新たに乳幼児医療費の拡大をしたり、そしてまた一方では、学校の分野におきましては、スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカー、そういったこと等について拡充をしたい。そしてまた、一方では、障害児の皆さん方の大変な親御さんたちの扶養の関係がありますので、そういった支援の関係ができないかという、そういう面の拡充、そしてまたいろんな、心豊かな子供を育てるためのやっぱり図書の実施とか、そういう面に振り向けていきたいということ等がありまして、二重的なことになっているものについては、もっと有効な形に変えたいということで、そのような考え方をお示しをいたしておるわけでございます。

もっとそれで、有効な手だてをしながら、本当にお子さんたちを健やかに育てていく、そういう親御さんを中心に、また周辺の関係の皆さん方についても一緒になって、「子供さんは社会の宝」ちゅうことが言われておりますので、地域の皆さん一緒になってやっぱり育てていく、そう

いう気持ちがやっぱり大事じゃないかなと思っておりますので、そういったことについて進めていきたいと思っておりますのでございます。

もう、るる、考え方については、これまで私の考え方はそういうことで、今ずっと申し上げているとおりでありますので、ミルク代とかおむつ代と、そこまでは今のところは考えておりません。

○川口 憲男議員

町長、るる内容的に説明、いろいろ答弁をほかの議員の方の質問にもされているんですが、その形がなかなか前面に出てこない。前面というのはおかしいんですけども。なかなか形として表れてこない、それが人口減につながっているんじゃないですかということを申し上げて、いち早い手を打たなければ、ますます人口減につながっていくんじゃないですかということを申し上げているんです。

あえて人口増ったしたのは、1人でも2人でも、今のこの人口動態がとまるような状況ですね、24年の3月現在で2万3,720人、これがとまるような方向性ができたらということで申し上げておるんですけども、まあ、ずっと政策をしてるということですから、それが形で生きるような方向性をとっていただきたいと思います。

それから、この人口減少あるいは人口増をしていく中で、何が一番大事かということを申しますと、もう歴代の町長さんいろんな方が、まちづくりは人づくりだということをおっしゃっております。町長、こうなってくれば、まちづくりも人がいない限りはそれができていかないんじゃないかと。やっぱり、まちづくりをしていくために人が必要なんですから、その人を増やしていく政策ちゅうのは必要だと思います。子供の声が聞こえないまちというのは寂しいということは、いろんな新聞投書とか、いろんなまちのところで聞こえます。つい先日も、これはさつま町の方じゃなかったですけど、薩摩川内市の方だったんですけども、そういうことをおっしゃっております。家に帰ったらちゅうか、さつま町に行ったら、声が聞こえなかったということを新聞に投稿されております。やはりそこらも、やっぱりそういう子供の声が聞こえて、動くちゅうことが地域の活性化へのつながりにもなっていくんだと思います。

そして、もう1人の川内の方ですね、昔は60を過ぎればもう六十五、六になったときにやあ、集落の役員も区の役員も回ってこんじん、こいでいっちゃは全体的に卒業したねえということを楽しんで、自分もその年齢に来ただけど、今じゃ70を超えても集落役員が回ってきたり、地域の役員が回ってきて、仕方なく引き受けざるを得ないと。どうしてこういう時代になったんだろうかねえと。市町村合併をして行政は大きくなったけれども、末端の集落は昔のまま。全然その推移が動いてないと。これが実態じゃないだろうかということをおっしゃってますけれども、全く私もそのとおりで、今回の選挙で地域をそつなく回りますと、非常に苦しいことを、そういう声を多く聞きます。そのためにはやっぱり、人口増を図っていくことが喫緊の課題だと思っております。町長も地域コミュニティを盛り上げるためには、そういうような地域からいろんな活躍の場が出てくる方がいいんだということ申されております。

そこで、もう1回申し上げたいと思うんですが、まず地域コミュニティの活性化といいますか、地域がいろいろ動いていくためには、地域全体が、地域住民を、何ち言いますかね、地域住民が中心になって活動していく、支えていく、そういう地域づくりが、行く行くはまちづくりにもつながっていくと思います。

今、我々に課せられた使命、行政あるいは議会に課せられた使命ちゅうのは、少しずつ増える体制づくり、それから、これから先、元気なまちの形成になるのを、どのような思いでつくっていくか、それにどのような施策を講じていくかということが、私は大事だと思っております。

ます。先ほど、子供を産み育てやすい、それからそういうのについては、重々政策はしているけれども、これからもその心には変わりはないということでした。

最後に、先ほど申し上げましたが、すこやか子育て支援の福祉制度も名前を変えてでも何かないか、有効な手だてを講じて、それから子育てに何が必要かということ論じていくということをおっしゃいました。もう一点、最後もう一点聞きますけれども、そういう人口増、あるいは人口減をとめるその政策、今のままでいいとお考えなのか、将来的に、やはりここにはちゃんとメスを入れて、あるいはいろいろな施策をつぎ込んで、今のさつま町の現状を打破していかなきゃいけないと思いませんか、そこのところをお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

ただいまのこの人口の問題についてはですね、冒頭からるる申し上げておるとおり、企業の誘致とか、あるいは子育ての環境、あるいはお年寄りの健康寿命を伸ばすとか、さまざまなことを取り組みをしているということでもありますので、この問題については、やはり大きな課題として十分受けとめてさまざまな政策を積極的に取り組みをして、とにかく人口減に歯どめがかかるような努めをしていきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

町長、やっぱり私も大きな課題だと思っております。そしてまた難題だと思っております。

だから、町長部局まあ行政だけでなくしてもですね、行政あるいは議会にも、そしてまた地域にもですね、今、うちのまちはどうやって動いていかにやいけないかということですね、もう、アピールする、声を上げていく、そして、その部署その部署がどのような動きをしていったらいいのか、していかなきゃですね、先ほども申し上げましたように、さつま町として大変な事態にくるんじゃないですか。2万人を割ったら想像がつかない状況。例えばですね、先ほど、人口問題研究所のところで、平成32年には2万人という数値が出ております。35年にはもう2万人切ったような数値だったと思うんですけど、平成37年には1万8,000人というような数値が出ております。そして今、学校統合等もありまして、14ですかね、小学校があるところが、もうそれも縮めていかにやならん。全てのものが縮めていかなきゃならない。例えば、企画課のほうで、コミュニティバスですか、こういうようなのを走らしてますけれども、だんだんこれも、民間の企業がバス路線を廃止したら、そこにしわ寄せが町に来て、その路線をまた拡大していかなきゃならない、こういう事業も起きてくるだろうし、商工業の商店街も今いろんな話も聞きますけれども、どのように活性化していくか、あるいは、公共施設、いろんなところも、社会資本整備をいたしましたけれども、こういうところも縮小していかなきゃいけない。

これはやっぱり人口減の形だと私は思います。その姿がこういうところに現れてくると思います。ですから、人口減あるいは人口増を図ることは、先ほど答弁にもありました、大きな課題として取り組んでいかなきゃならないということを町長も申されました。私は、先ほど申しましたように、「隗より始めよ」です。町長、やっぱり思い立ってですね、1年も2年もうっちゃえたい、事業とかその形がどンドン前に進むことはないと思います。一旦取り組んでみたけれども、これはあんまり効果がなかったと、次はこういうふうに変えていかにやいかんと、こういうことをしていかにことには、この人口減少対策、あるいは人口増につながる道は私もないと思っております。でも、何かにその施策を講じていかにことには、また、前に進まないんじゃないかと思っております。

もう大きな課題として取り組むちゅう思いを聞きましたけれども、町長、やっぱり人口減対策については、これはまちの喫緊の課題ということは、以前にも申されました。再度お伺いいたします。やはりですね、人口減に対してですね、先ほど「交流人口を増やすんだ」ということをお

っしやいましたけれども、交流人口を、来ていただいているいろんなイベントをし、いろんな観光地を増やして、何やかんやしていくにしてもですね、その地に住む人の力がですね、いろんなところで出てこんにゃそれもなし得ないんじゃないかと思えます。交流人口の人が永遠ここに住んでいただけるかということじゃないわけですから。そこのところ考えて、再度ですね、こういう人口増対策、あるいはこの減少に歯どめをかける対策を大きな課題として取り組むとおっしゃいましたけれども、もう、日高町長とこうしてつき合いをしまして2期目になり、もう、2回も同じような質問をしております。何かここで、さつま町独自の形ができてくれば、私は、最高じゃないかと思うし、また協力体制もできていくんじゃないかと思えますので、再度この問題をお聞きしまして、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

人口減に歯どめをかける。今、川口議員がいろいろ申されましたが、もう、気持ちは同じですので、やっぱりですね、皆さん共有の考え方だと思っておりますので、これはもうしっかりと取り組みをしていきたいと思っております。

まあ、いろんな手だてというのはあるかと思えます。人口をとにかく増やすということについては、先ほどからいろいろ申し上げておりますとおり、これから増やしていくというのは、なかなかの問題です。どこの市町村も過去においては、定住対策というのは、一つの、どこも同じような政策を掲げてやっておりましたけど、人口はなかなか増えんとですよね。減る一方です。それで、いかにこれからは人口を減らさないかという手だてをどうするかということですから、先ほど、たくさん申し上げましたけれども、そういうことを確実にやっぱり実行していく。このことがそういう減対策につながっていくかと思っておりますので、さまざまな取り組みを精力的にやっていきたいと思えます。

先ほど、新たな政策としましても、今後、9月の段階になるかと思えますけれども、そういう周辺部の活性化対策とかですね、リフォームの関係とかいろいろしながら、Iターン、Jターン、Uターンまで引き込むことができればですね、一番ありがたいことだと思っておりますし。例えば、農業の関係につきましても、新たな就農者が増える、商工業についても、新たな商工業の後継者ができる、そういう新規の方々が増えるとかですね。そういう手だてができればとありがたいなと思っているところではございます。

とにかく、一生懸命取り組みをさせていただきます。

○議長（舟倉 武則議員）

次は、1番、平八重光輝議員の発言を許します。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

6カ月前の議会におきまして、今回質問します経済の活性化策について、少し視点は違いますが、同じような質問をいたしております。

同じような内容で、続けて質問するということはこれまでなかったのですが、今回は、町内の経済状況が非常に厳しいということで、再度質問をいたすものであります。

まず最初に、経済活性化策についてであります。平成24年度は、自然災害も少なく、町全体においては、比較的平穏な年であったと思われれます。

12月議会において、町内の建設、建築業界においては公共事業等の激減により事業の縮小あるいは廃業を検討されているところもあるやとお聞きしますと申し上げました。また、早急に実施してほしい工事も5つ、6つあげて申し上げたところでございます。

まことに残念なことに、5月、町内でも大手で長年経営されていた建設業を廃業された会社が

ございます。これにより、20名から30名の方が職を失われたのではないかと思います。このうちの何人かの方は、町内で仕事がなければ町外へ転出されることも考えられます。町内の建設、建築業においては、経営の黒字化が非常に厳しく、賃金の引き上げやボーナスの支給もほとんどできない状況にあるとお聞きしております。

さつま町の予算の執行状況を見てみますと、実質収支額で、22年度で約9億600万円、基金積み立てとしまして4億6,000万円、23年度で8億4,200万円、基金積み立て4億5,000万円、24年度で10億4,000万円の収支額で5億5,000万円の基金を積み立てております。3年間の収支額は、合計約27億9,000万円、基金合計で14億6,000万円となっております。

財政を黒字化して将来のために基金を積み立てることも大切な町長の政治手段ではありますが。しかし、今現在の町民の生活を支えるのは、まだ大事ではないでしょうか。

商店街やまちの経済が沈んでは人口も税収も減少の道をたどるとしか思えてなりません。道路等のインフラ整備、ソフト事業の計画の前倒し、新規事業の導入等を実施し、町内事業者に仕事を増やし、経済の活性化を図ることを早急に実施すべきではないでしょうか。

行政として、基金を多く残すのも必要であります。しかし、それ以上に大事なことは、先ほど、川口議員も申されましたけれども「未来に向けて人を残す」、つまり、人口の減少をいかに少なくするかではないでしょうか。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

一つ目に、建設、建築業界の現状をどのように分析されているか。

二つ目に、今後、積極的な予算執行は考えないか、についてお尋ねいたします。

2問目に、鍼灸等の治療費助成についてであります。

平成24年度の特定健診の受診率は、町内平均で69%、修正値においては70%を超え、目標の65%以上を達成され、病気の予防や早期発見に役立っております。

これらの成果により、病気による治療費の減少、あるいは病気の治療で苦勞される方の減少も予測されます。

国民健康保険で病気やけがで医療機関で受診すれば、自己負担3割で治療を受けることができます。しかし、医療機関の受診はしないが、常にあるいは体を動かしたときに、足や腰、節々の痛みやしびれで、農業や日常生活に支障を来しておられる方はたくさんおられます。そういう方は、鍼灸、マッサージあるいは整体等を利用され、痛みを和らげたり、取り除いておられますのが現状であります。治療費は全て自己負担であります。

痛みや凝り、しびれをとるためには、鍼灸やマッサージ、整体が非常に効果のあるものと思われれます。

特定健診でチェックする病気だけが、生活習慣病ではなく、長年の御苦勞による体の痛みやしびれも生活習慣病の一つとして捉え、健康に長生きしてもらうために65歳以上の方の鍼灸、マッサージ、整体による、痛みをとり和らぐ治療に助成をする考えはないかお尋ねいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平八重議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内経済活性化についての御質問でございますが、建設、建築業界の現状をどう分析するかという御質問であります。

まず、国内の建設、建築業界の現状といたしまして、官民合わせた年間投資額がピーク時を迎

えました約20年前の平成4年度でございますけれども、当時の平成4年度の投資額が84兆円という額に上っております。現在では、約4割減、50兆円という規模にまで減少をしてきているところでございます。

一方で、この建設業者数というのは、ピーク時の約2割の減少ということにとどまっております。典型的な過剰供給型の構図になっておりますことから、厳しい経営環境にありまして、経営基盤の強化が求められているところでございます。

このような中、本町におきましても、合併当時、土木業者が42社、建築業者が26社の指名業者でございましたけれども、今年度におきましては、土木業者が9社減の33社、建築業者が10社減の16社となっております。減少した要因としましては、特に建築業界におきましては、住宅建設など民間からの受注が主になっておりまして、町外の大手ハウスメーカー等への建築スタイルの変化によるものが大きいものと考えております。

さらに、土木業界を含めまして、過剰供給型の構図の中で公共工事の減少に伴う受注額の低迷、あるいは利益率が大幅に低下したことでの経営不振による倒産、廃業、あるいは経営合理化のための公共工事からの撤退というのがあるかと思われております。

こうした状況の中、大多数の指名業者におかれましては、本当に大変厳しい経営状況下に置かれているものと懸念をいたしているところでございます。

次に、2点目のこの現状を踏まえ、経済活性化のための積極的な予算執行を行う考えはないかという御質問でございます。

この件につきましては、昨年12月定例議会の一般質問におきましても、同様の御質問をいただいているところでございますが、過去3カ年の基金積み立ての関係につきましては、約14億4,000万円余りと多額に上っているとの御指摘でございますけれども、財政調整基金への決算積み立てが単純にそのまま積み増しをされるというのではなくて、御承知のとおり、毎年、当初予算編成時の段階におきましては、本当は当初予算の段階においては、財調取り崩しというのはないのが当たり前でございますけれども、それができなくて、財調を取り崩して編成をしなければならないというほど、やはり、厳しい財政運営だということで、御理解をいただきたいと思っておりますし、毎年この3億円、まあ本年度も、3億円、基金からの取り崩しをしながら予算の編成をしているという実態でございます。

そういうことで、取り崩し額以上のこの決算積み立てができないとこの基金は減っていくというようなことでございますので、当然としてやっぱりこのこういう基金がないと借金に頼らざるを得ないということでございます。実質公債費比率が合併直後におきましては、県内ではワーストワンというような状況でございましたので、それからの脱却を目指しまして、健全財政に向けての取り組みを進めてまいりました。財政指標も何とか一定の水準に近づきつつあるという段階に来ておるわけでございます。

先ほども申し上げましたとおり、確かにこの本町に限らず建設、建築業界に置かれましては、大変厳しい環境に置かれていると思っております。昨年度におきましては、この財政調整基金を取り崩しまして、旧宮之城町中学校の解体工事の予算化を初めとしまして、単独による道路改良工事、そしてまた危険廃屋解体撤去費の補助制度、まあ、こういったことを創設しながら、町内の建設業者にできるものは、できるだけ地元のほうにお願いしたいということで、そのような基本的なスタンスのもとで公共工事の予算の確保を図ってきたところでございます。

本年度におきましても、普通建設事業の中で継続事業的な要素のものは当時予算に計上いたしておりますし、既に発注もいたしております。

本議会に御提案を申し上げております補正予算におきましても、肉づけの予算としまして、普

通建設事業を中心に約2億円ほど計上をいたしているところでございます。

また、今後の中でも、先ほどから申し上げております、住宅リフォーム制度、こういったことも新たに創設していきたいということで、今、検討を進めておるところでございます、地域経済の活性化のための取り組みになるかと大いに期待もいたしているところでもあります。

さらに、国が平成24年度補正予算に計上いたしました地域の元気臨時交付金事業につきましては、まだ具体的な日程が明確ではありませんけれども、今の段階では約1億円規模の公共事業が展開できるということの見通しを持っております。それから、財源的な問題としまして、8月に普通交付税の算定が決まりますので、そういった状況を見てですね、財源の状況を見ながら9月の段階におきましては、それなりの予算措置が、また新たな予算措置ができるのではないかとこのように考えておりますので、最大限の努力をしまいたいと思っておりますところでございます。

2番目の、鍼灸等の治療助成についてでございますけれども、御指摘のとおり平成23年度の特健診率というのは、53.9%でありましたけれども、国が指導しております、この65%を何とか達成をしたいということで、懸命な努力をいたしてまいりました。担当課はもちろんでございますが、各医療機関の協力あるいは地域公民館の協力いろんな皆さん方の御協力をいただきまして69%のところまで達成をすることができたと思っております。これは、県内でも本当にトップクラスではないかと思っておりますところでございます。町民の健康意識が、本当に高まってきたとうかがえるところでございます。

そのほかにも、いろんな元気度アップ事業とかあるいはポイント事業、いろいろ取り組みをいたしておりますので、そういったことについても非常に町民の皆さん方が意識的な健康づくりに取り組みをいただいた成果であるかと思っておりますところでございます。

とにかく、早期発見早期治療ということで、町民の健康のために努力をしていくことが大事かと思っております。

病気になって医療費をたくさん払うよりは、そういった、本人はもとより家族も心配でありますので、病気になる前の予防対策ということにやはり重点に置きながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

こうした中で、高齢者等が、日常生活をより快適に過ごせるように、鍼灸とか、マッサージ、整体への助成が考えられないかとの御質問でございます。

こうした事業につきましては、旧宮之城の時代に高齢者の健康増進の一助としまして、鍼灸、マッサージサービスの施術料の一部助成を行っておった経過がございます。合併協議におきましては、廃止に至ったと経緯がございます。

この背景には、今後の高齢者福祉サービスにあつては、介護予防事業とか、あるいは地域の支えあい事業、とりわけ、外出支援サービスあるいは生きがい活動支援通所事業、そしてまた給食サービス、まあ、こういったことに重点的に取り組むべきであるとの、合併協議会時の福祉部会の総意に基づいたもので廃止になったわけでございます。

当時の事業におきましては、65歳以上の高齢者に13枚つづりの施術受療券というものを最高2回発行いたしまして、1人1回当たり1,000円を助成をいたして施術を受けるという内容でございました。旧宮之城町の時代の平成14年度の事業実績を見ますと、高齢者数の方というのが5,495人でありましたけれども、施術を受ける登録者というのは5%、277人でありまして、利用率はその半数の54.2%となっているということでもありますので、約5,500人の中の百四、五十人でしょうか、それだけの利用状況ということになっておるようでございます。2.5%ぐらいということでしょうか。

それから、高齢者が健康で明るく生きがいを持って充実した生活を送るために、こうした事業

の必要性は感じているところでございます。高齢者の方が、日ごろから自分の健康の状態に合わせて運動にかかわる器官とか組織を鍛えることが大切だと考えております。

こうしたことでですね、今回新たに私のマニフェストにも出しておりますけれども、やはり、高齢者が元気で過ごしていただくために、下肢のやっぱり骨とかあるいは筋肉を鍛える、そういうことが非常に大事かということで、寝たきりにならないとかそういうことがありますので、いわゆるロコモティブシンドロームといわれるこのロコモ運動、こういった運動を展開をしていきたいと思っているところでございます。要介護とか寝たきりの状態を防ぐと、こういう意味合いでございます。

現在でも、元気度アップポイント事業とか、介護支援ポアンティア事業とか健康さつまポイント事業、こういった3つのポイント事業を取り組んでおりますけれども、町民の皆さん方が本当に自主的に健康に対する意識が高まっておりますので、こういう機会に、自分の健康は自分で守るという意識の中でですね、取り組みをしていただければ本当ありがたいと思っておりますので、このロコモ予防運動というのを全町的に展開をして推進を図っていきたくと思っておりますので、こういったことに重点的な取り組みを考えております。

この、鍼灸等につきましては、施術を必要とされる方については国民健康保険とかあるいは後期高齢者医療保険においても、医師の同意等条件を満たすことによりまして、こうした施術を受けられますので、あわせて町民の皆さん方への周知には努めてまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時55分とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○平八重光輝議員

この質問書は、1カ月ぐらい前に準備をいたしたものでありますが、6月議会に提出されました補正予算につきましては、先ほど町長が言われましたように、いろんな工事が億単位で出ていますので、12月議会のが効いたのかなとは思っております。

町長は、今のさつま町の建設、建築業界の給与、ボーナス等についてどのぐらいの水準にあるか、お考えというかお調べでしょうか。私は、資料を持ち得ていないものですから全くわかりませんが、きょうは、たくさん来ていただいてまことにありがとうございます。私がお知らせしたわけでもなく、要請したものでもありませんが、傍聴に来ていただきましてまことにありがとうございます。

今現在どのぐらいの位置にあるか認識されているかを、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

町民所得の中で毎年状況報告は受けておりますけれども、はっきりとした数字も記憶はございませんけれども、とにかく全体的なレベルからいきますと、かつての公共工事がたくさんある時代としたら、非常に状況が変わってきているなあというのは伺えるところでありますが、確か

にこの町内の企業全体からいきますと厳しいところに来てるのかなあとは思っているところでもあります。

○平八重光輝議員

国も非常に日本国の経済が沈下しているということで、経済対策を今打っているわけでありませう。まちもやっぱり同じ状況にあります。私のお聞きするところでは、新聞報道等でもありますが、ほとんど利益の出ない、出せないといひますか、工事価格になっているようでありませう。国も今回、調査基準価格の見直しを発表してありますが、我がまちもこれは採用しておられますでしょうか。

○工事検査室長（小永田 浩君）

県のほうも、今年度また4月に改正をされているようです。町としまして、この前の指名委員会のほうで、そういうことについて協議をしております。ただ、直ちにするというのはまだ協議の段階ですので、ちょっとお答えはできませんけれども、協議をして何らかの回答は出していきたいと思ひます。

以上です。

○平八重光輝議員

先日の報道によりますと、国のほうも調査基準価格をこれまでの86%から88%に上げると、一般管理費も予定価格の積算項目の中にあるいろいろな工事費の中の一般管理費も、係数を0.3から0.55に上げるというようなことを決めるようでありませう。

もちろん、我がまちもこの制度を採用されておられれば、そうされるものと思ひますが。もう一つ、私が非常に気になるというのが材料費の高騰です。この価格はやっば変えてもらわんと、今現在の価格ではもう購入できないと、小さなことを言ひますと生コンなんかも非常に高くなっているというような状況もあるようですが、この辺は、国からの指示があるのかどうかわかりませうが、なくても現状に合ったような価格というのが必要かと思ひますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○工事検査室長（小永田 浩君）

工事価格に材料を積算する場合、県の単価において積算をするんですけれども、北薩地区は北薩地区で単価があるものもあります。それを入れて積算をするんですけれども、県の単価と変えることになると、町の独自ということになると、ほかの工事関係といろいろ問題が出てきます。県の事業、さつま町に入っている県の事業と、さつま町が出す事業と価格が違ってくるということになりますので、一応、県に準じて積算をしております。

○平八重光輝議員

建設、建築業については、私も資料を余り持ち得なくて突っ込んだ質問もなかなかできないんですけど、けさほどの新聞に日置市の予算といひますか、議会の状況が出ております。

一般会計当初予算に33億9,140万円を追加したと、総額251億円ですから十何%増額したと、その中で総額では2.4%増、前年度に比べてだけれども、投資的経費については12.4%増したということで、その中で市長のお考えは、「引き続き行政改革はやっていかなければならない。しかしながら、経済的に停滞していることがあり積極的な予算編成をした」というふうに述べられております。これ、日置市だけの話ではないと思ひます。人口規模も産業の構成もことは違ふとは思ひますが、ただ、経済が沈下していることには変わりはないと思われませうが、町長、この辺の6月予算でも億単位のお金を上げてありますが、9月にしろ12月にしろ、もうちょっと積極的な予算を組まれるお考えはございませうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの冒頭の質問にお答えしたとおり、国の地域元気交付金事業というのが約1億円ございますし、それと合わせまして、財源である普通交付税というのが8月算定ですので、その状況を見ないとはっきりしないと、それを見た上で必要な公共工事等についても、さらに上乘せができるように積極的に予算措置はしていきたいということでお答えしたところでありますので、そういう姿勢で望んでまいりたいと思っております。

○平八重光輝議員

もう一つお尋ねしたいのは、何人かといいますか何社かの建設、建築業の方とお話をお伺いしますと、4月、5月は非常に工事がなくて大変だというお話ですが、4月、5月に工事ができるような対策ちゅうのは、これはできないものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

公共団体の予算というのは、国と同じく4月から3月の会計年度を持っておりますので、やはりこの年度内に一応の終結をするというのが予算の執行のあり方でございます。ただ、どうしても発注が国の予算の補助金の内示とか、おくれる場合がありますので、場合によってはどうしても年度内に終わらない、そういう場合は繰り越しをして執行するということがありまして、当然として4月、5月にならざるを得ないというのがございます。

こういう中で特に、例えば国の予備費を活用した、この予算の活用というのが、いわゆる民主党の時代の公共工事の推進というのがありましたので、それについては一応、求名小学校の校舎の関係ですね、それについては耐震化をするというようなことで工事の繰り越しをいたしております。そういう活用をしております。

それからまた、繰り越し事業のほかにも、やはり当初予算の中でも従来、上半期の場合はなかなか入札の執行というのは難しいところがありましたけれども、やはりこの景気のこういう状況がありますので、やはり国のほうも一緒に15カ月予算という形で予算が間断なく、途切れなく執行したほうが地域の経済のためにもいいんだということで、早目の発注を上半期のころにやっております。4月はですが、5月の段階でも先般も6月だったですか、約1億ぐらい発注いたしておりますので、できるだけ今は早目に発注をするようにいたしております。

○平八重光輝議員

個人的なこと申して何ですが、私も昔国家公務員、後、民間企業の社員であります、会社といますか役所の都合で4月、5月は余り発注しないとか、仕事が余り出てこないというのは、役所の中でも恐らく市町村役場とか国の機関だけではないかと思えます。民間企業においては、4月、5月は予算を組んだばかりだから仕事はしないちゅうことじゃないけど、工事なんかないよちゅうことは全くありません。3月の続きの4月でありまして、ずっと仕事は1年中回っていくわけですから、今、先ほど町長がおっしゃったように14カ月、15カ月予算をぜひ組むような形で国にも要請していただいて、10等分ではなくて12等分されるような予算で執行していただくように強く要請をしておきます。

この件に関しては、もう一つだけ申し上げておきますが、今、町長は財政といいますか、町長ですから町の財政を預かっていらっしゃいますから、今後の財政状況について分析されることは非常に大事なことであります。それと同時に、町内の経済情勢についてもぜひ十分な分析をされるように要請いたしまして、この件については終わります。

次に、鍼灸治療についてであります、先ほど答弁をされましたけれども、いろんな事業を申されました。少し私と視点が違います。今の事業を申されたのは元気で支障のない方がされる事業なんです。私は、痛くてたまらんちゅう人に何とかしていただいけませんかと申してるんです。ちょっと視点が違うようではありますが、元気な方はそのまま元気にいろんな、先ほど言われまし

た「元気度アップ・ポイント事業」というものもあります。県の事業で3年がかりだったですかね、65歳以上の方で要介護の認定を受けてない方で、いろんな地域的なグループで活動されていることに対して、高齢者のサロンとかグラウンドゴルフとか趣味なんかをされた方にポイントをあげますよと、1日2ポイントあげまして、最高50ポイントで1年間5,000円になりましたら個人に差し上げますよというので、これも非常にいい事業だと思いますが、これはあくまでも介護認定を受けていない元気な方なんです。元気でない方に何とかしていただけませんかという質問をしたわけでありますが、65歳以上で年金が70万以下ぐらいで、なかなか病院にも行けないと我慢しているという方も結構いらっしゃいます。そういう方々に何とかしていただけませんかという質問でありますが、町長お考えはどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

鍼灸を受けられる対象者の皆さんというのは、非常におっしゃるとおり、毎日が日常生活の中で苦痛を強いられている方だと思っております。そういうことで病院に行けば保険の適用がそれぞれありますけれども、それにしましても処方箋をいわゆるいただきながら施術をしていただくことでありますが、施術料がそれなりにありますので、3,000円だったらその分の幾らかの負担を、補助をということの考え方と思いますが、対象者が非常に限られた方のございまして、これを町としてやっていくかということは、もうちょっと検討の余地があるかと思っております。

ただ、少ないから財政的には、それだけ3分の1助成の支援ということをしてしても200万円足らずですけど、その辺のことを行政でやった時にいわゆる対象者の限定ということになってしまいうもんですから、その辺をどうするかという考え方もありますので、これ辺はもうちょっと、いろいろまた内容も調査をさしていただいたり、研究もさしていただければありがたいと思います。

○平八重光輝議員

確かに200万ぐらいあれば足りるんです。足が痛い、腰が痛い、節々が痛いといきこもりではありませんが、家の中に閉じこもって寝たきりになれば、私の母親も今、介護施設に入っておりますけれども、月20万ぐらいかかるんです。介護保険のほうから二十数万払われるわけです。年間200万を超えるわけです、1人介護保険の支払いがですね。それは保険で払われますけれども、それを考えれば1人2万円、100人おられまして200万、その方が、痛みが和らぎ元気に生活をされて、介護の認定もなく長生きをされる、すばらしいことではないですか。痛みのつらさというのは痛くなった人でないとわからないと思います。

私も、4年前に脊柱管狭窄症で1週間のたうち回りしましたが、その痛さは口では言えないぐらいつらいものです。それほど痛くはなくても日常生活において痛かったり、あるいは、何か仕事やら農作業をするときに痛くてできないと、腰もかがめないというような方がたくさんいらっしゃいます。

先ほど、お医者さんに行けばお医者さんの診断でできると、確かにできます。お医者さんがそれは有効だから鍼灸に行ってくださいというような診断といいますか、判断をされればできますが、その病院に行くのも大変だという方もいらっしゃるんです。それは、身体的な痛みじゃなくて金銭的にです。だから、そういう方に何とかしていただけませんかと、少しでも元気に生活をしていくための方策として——人数は少ないほどいいんですよ。これは、たくさんいらっしゃれば、それだけ痛みの激しい方がたくさんいらっしゃるということだから、少なければ少ないほどいいんです。そこを何とか考えていただけませんかということですので、いろんな事業されて、それにお金を使われるのも、お金を使われるち言っちゃいけないけど、元気にずっとしていただくことも、非常に大事なことであります。しかし、今、苦しんでいる方に何とかしていただけませんかという話でありますので、ぜひ検討も前向きな検討をしていただくように要請しまし

て、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

次は、12番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

私は、通告に従いまして2点のことを質問いたします。

1点目、若者の定住意欲対策について、社会現象とはいえ人口が確実に減少している状況の中で、若者の定住、雇用対策のさらなる充実を急ぐべきと思うが、考えを伺います。

2点目の、公有財産の施設、設備等の管理について、町が管理する施設、町営住宅、橋梁は、長寿命化計画を策定して早期の管理修繕を行うことで更新コストの削減を目指すとして実行されているわけですが、そのほかにもたくさんの施設、設備等があり、経年劣化や老朽化に計画的に対応することによって長寿命化を図れるのではないかと思います。

これらの管理体制について、町長の考えを伺います。

以上でございます。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員の2点の質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、若者の定住意欲対策ということで、雇用対策も含めてでございます。ことしの3月に、国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別の将来推計人口、先ほども申し上げたところでございますが、2040年の総人口は全ての都道府県で2010年を下回り、約7割の自治体で2010年に比べ2割以上減少するという数字が出されたところでございます。

さつま町におきましても、2010年の国勢調査では2万4,109人ですけれども、30年後は1万5,445人という、約8,700人、36%の減という予測が出ております。特に15歳から29歳までの若者の減少率が大きく、現在2,820人ですけれども、30年後は1,666人、41%の減少率となっております。若者に地元に残ってもらえるような施策というのを、強力に推進をしていく必要があると考えております。若者に定住してもらうためには、やはり働く場の提供というのが最も重要な課題だと認識をいたしておるところでございます。

総合振興計画におきましても、企業立地の推進による雇用創出を重点プロジェクトの一つとして掲げまして、企業誘致対策室でのワンストップサービス、アフターフォローに努めるとともに、企業立地促進助成金の拡充を図りながら企業の誘致活動の関係や増設等に積極的に支援をさせていただいております。

助成制度拡充後、これまで8件の立地協定を行い、これに伴う新しい雇用も発生をいたしております。また、ことしは先ほども申し上げましたとおり、県の大阪事務所へ職員を派遣いたしまして、企業誘致活動に取り組むようにいたしているところでございます。

また、本年も直接私も関係のところを訪問いたしておりますけれども、また、機会を見て訪問活動を実施してまいりたいと思っております。また、町内に立地をしておりますいろんな企業につきましても、その都度いろいろ訪問をしながら情報交換に努めているところでございまして、今後の動向によって増設とか新たな雇用の促進、こういったことについても努めてまいりたいと思うところでございます。

この中で、最近、どこも一緒なんですけれども企業の方々のお話をお伺いしますと、せっかく就職をいたしましても今のこの若者の定着率が非常に低いと嘆いておられます。二、三年します

とすぐやめてしまうというきらいは、どこにもあるようでございまして、いかに定着率を図るかということも大きな課題となっておりますのでございます。

このようなことから、ものづくり企業振興会の会員の企業とか、あるいは、周辺の高등학교の進路指導教諭との意見交換も行っておるところでございまして、企業側が求める人材の確保と育成というのが今後やはり必要であるかと思っております。県も産業人材の育成・確保のため、企業と教育機関との連携としまして児童・生徒のものづくりへの関心を高めるためのキャリア教育の実施とか、就職希望者を対象としましたマナー講座の開設等にも取り組まれているところがございます。

今年度は特に、県の新規事業としまして、中小製造業者における新卒採用者、その指導者を対象にもものづくり意識の醸成とか、コミュニケーションスキルを高めるための研修、若手社員フォローアップセミナーを実施されますので、県とか関係機関と連携を図りながら推進をしてまいりたいと考えております。

定住の関係につきましても、先ほどからいろいろ質問がありましてお答えしてまいり、単にこの企業誘致に限らず医療とか福祉とか教育、さまざまな分野の充実を図って総合的に進めることによって、定住が図れるというふうに考えておりますので、各面からの取り組みを積極的に取り組んでいきたいと思うところでございます。

それから、公共施設の管理の関係でございまして、公有財産の施設、設備等の長寿命化につながるこの維持管理の現状でございまして、施設等の維持管理につきましても、関係法令とか町の例規等に基づきまして、職員による定期的な点検ももちろんであります。機械設備等につきましても専門業者に保守の点検委託とか、改修工事等もしながら常に良好な状態でありますように、適正かつ効果的な管理に心がけているところでございます。

また、道路とか公園、体育施設こういった公共施設については、住民の一般的な共同の利用に供することを目的とした施設でありますので、町における維持管理を基本としながらも時期においては、草払いとか剪定作業、空き缶拾い、地域住民の皆さん方のボランティアの活動によって御協力をいただいているということもございます。

お尋ねにありますメンテナンスの必要性につきましても、日ごろから劣化、あるいは、欠陥を把握することによって長期的な視点に立った計画的な補修ができるだけでなく、適切な予防保全を講じることによって長寿命化が図れると思っておりますので、そういったことに努めております。

平成23年度に橋梁と公営住宅におきまして、活用や長寿命化を図る指針と位置づけられます施設の長寿命化計画を策定いたしました。これまでの対症療法的対応から予防保全型の維持管理を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、施設の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減、あるいは重大事故の未然防止、施設寿命の延伸こういったことなどに役立つものだと考えております。施設等の改修につきましても、定期的な点検作業とか設備交換などを行って良好な施設管理に向けた取り組みを行っておりますが、応急措置などによりまして、全ての施設で対応が十分だということまでは至っておりませんので、今後さらにいろんなタイミングを見て点検等も図ってまいりたいと思っております。

特に、この公共施設の管理のあり方については、一昨年より委員会によりまして検討を重ねてまいりまして、施設ごとの将来の利活用計画を見きわめた上で、各年度の予算の平準化とか工法等の見直しによる経費の効率化に配慮しまして、財源面では基金等も活用しながら計画的かつ効果的な維持補修、予防保全を実施して長寿命化への取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

一般的なこういった公共施設のほかに、やっぱり水道の関係もございます。水道管の老朽対策ということもありますので、現在、町内の水道管については導水管とか、送水管、配水管これらが総延長で約420キロございます。町道などの道路改良工事とあわせて、随時更新を行ってきている現状であります。

しかしながら、創設以来更新されていない水道管というものもまだございますので、こういったものについて優先的に漏水事故等がないように努力をしてみたいと思っておるところでございます。

なお、上水道と簡易水道事業の平成28年度統合化の問題とか料金の統一化とかいうものもございまして、こういったことも検討しながら老朽管の更新とか耐震化等の将来計画を立てて、年次的に更新を行っていく考えでございます。

以上で終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○新改 秀作議員

2回目に移ります。私は、定住対策の中で、今、子供を持つ30代から50代の方の地域のリーダーとして頑張っている方がたくさんいらっしゃるわけですが、その若者の定住意欲ということで、そっちのほうでちょっと考えていたわけですが、ちょうど2カ月ぐらい前でございますけれども、隣のまちの3月に工場が閉鎖になるという人の就職活動の場に遭遇いたしまして、やっぱりその人が言うには、さつま町で働くのは賃金がとか、いろいろそういうことを申されるもので、今度会ったときにはちょっと聞いてみようかなと思って、今度はそっちのほうで若者の定住意欲対策ということで質問いたしました。

離職者が再就職をしましても、失業者が仕事を探すにしましても、賃金の問題は大事でございます。少しでも賃金の高いところを選ぶことは、もちろん当たり前のことですが、地元で探して、なければ隣接のほうへ仕事を求めていく。本町においてもそれに近いことが行なわれている部分というのはあるのではないかと思います。

そういった中で、子育て、あるいは福祉の面にしても、さつま町よりは別のところがとか言われましたものですから、私は早速インターネットの照会によります県内市町村の定住促進支援事業というのをちょっと開いて見たわけですが、さつま町の定住関係、あるいは医療、いろんなことがなかったら、列記してなかったものですから、その点は、後でまた企画課長のほうに答弁を求めますから、そのときにはまた答弁してください。

町の繁栄のためには若い人たちのやる気をいかに引き出すか、そして若い人たちにとって町は魅力的であるか、定住意欲が湧いてくるか、いろんなことが言われよるわけですが、よく私たち議員も地域の活性化を強調しますが、言いかえると若者層が喜んで地域に定住するか、しないかの問題であり、定住意欲なくして地域の活性化はあり得ないと思います。

町長の所見を伺います。

○町長(日高 政勝君)

富士通の関係が出てまいりましたけれども、本町におきましては、富士通九州工場の閉鎖に伴いまして予想される多数の離職者、そのほかの地域経済の深刻な影響に対しまして、全庁的な対策の推進を図るべきだということで、昨年の9月3日に対策本部を設置をいたしましたところであります。本庁に相談窓口を設けたほか、社会保険労務士と関係課職員によります特別労働相談会を開催いたしましたところでございます。富士通九州工場に勤務をいたします従業員からの各種相談、あるいは離職者への再就職支援などに取り組んでまいりましたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、来年3月の生産中止を前にいたしまして、6月から

10月末にかけての多くの従業員の転籍とか異動とか離職が予定をされておりますことから、通常の相談窓口とは別に関係機関団体と協議をしながら、7月から9月にかけて産業雇用安定センターなどが行います社内退職者面談会にあわせまして、薩摩川内市と社会保険労務士を派遣をしますほか、10月には本町において特別労働相談会を開催することといたしております。

なお、離職者への情報提供といたしましては、昨年12月に町内の事業所約110社に受け入れ可能な企業の意向調査も実施をいたしたところでございます。そして、また、ものづくり企業振興会というのがございます、町内に。いわゆるものづくりの企業だけでございますけれども、17社ですか、ございますけれども、そういった会員の企業へのこういったことの紹介とか、そのほかの町内に立地する製造業への巡回訪問を実施いたしまして、受け入れのお願いを行っているところでございます。

本年7月に再度、町内事業所への意向調査とか立地企業への巡回訪問を実施する計画でありますし、今後の富士通の状況の情報収集をしながら関係機関団体と連携をして、可能な限り再就職とかそういったこと等に当たってまいりたいと思っておりますのでございます。

あと、さつま町の定住促進の関係、市町村の関係支援事業という一覧表が各市町村出ておりますけれども、これは、それぞれ調査の仕方、出し方であって、いろいろ不足な点があり、やっておりますけれども、まだ出ていないところがありますので、これはまた企画課長のほうから説明をさせます。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまの御指摘のございました市町村の定住促進関連支援事業の件でございますが、これは、県下一円の定住促進の事業を公表して、それぞれのまちごとにどんな施策をやっているかということで、毎年4月1日現在で調べているわけですが、先ほど御指摘のとおり、さつま町も3件ですね、定住促進の場合は、住宅団地の造成賃貸貸付事業、それから農業関係ではフレッシュファーマーの育成事業ということで新規就農の補助金、それから後継者祝い金、就農支援資金の補助金、そしてまた、商工業においては新規参入者の支援の補助金、そして後継者祝い金という形で出しているわけですが、先ほどありましたように育児、それから医療、介護等のそうした取り組みも多方面にわたって実施しておりますので、この点についてはもう少し幅広く、その調査の時点で各関係課に一応照会しながら、今言われておりますこの定住促進の事業については、もう少し精査をしながら公表に努めたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

○新改 秀作議員

今、企画課長からもございましたように支援事業の件ですけれども、1年に一遍かわかりませんけれども、町長になられてから、やっぱり県下で初めてという事業もあったような気がしますので、やっぱりそういうものなども定期的に更新をされますように要請をしておきます。企業だけでなくして、全てのものも値すると思っておりますので、その辺については周知の徹底もお願いいたします。

今の富士通の件でもいろいろあったわけでございますけれども、その人が言うには、子供を置いてとか、夫婦でどっか関連会社に行こうかなとか、いろいろ迷っていらっしゃるようでございました。今でも人口減の中でのそういう人、関連会社に行ける人はまた、そしてもちろん地域からいなくなるわけですので、いろんな地域のコミュニティーの崩壊にもつながりかねないというのも出てくるし、ましていろんな行事もありますけれども、そういうのも地域としてもまとまりがなくなるというようなこともあり得るわけです。せめて自分の家庭から通えるところなら、まだいいのではないかなあと私としてはそう思っているところでございました。その人は、今あの立ち上げのあれでちょっと大分かどっかに行ったそうでございますけれども、そういうことでし

た。

それから、またちょっと話は変わりますけれども、町長が所信表明の中で企業誘致のことをうたっているわけですが、何でも、何日か前の新聞に薩摩川内市の企業誘致のことが書かれておりました。相当大的なお金でございましたけれども、財政の豊かなところといろいろあると思いますけれども、さらに若い人たちへ就業の機会が得られるよう地場産業の振興を初め、企業の誘致に一層の努力を払わなければならないわけですが、町長が大阪、名古屋いろいろ年に一遍は企業訪問、あるいはされるわけですが、この所信表明の中の食品産業等への新規企業という誘致の話、情報収集等を行い、するんだというようなことを書いてありますけれども、この辺の進捗状況をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この雇用の促進のためには、一番必要だと思われまうのが企業誘致であるかと思っております。やはり先ほどから出ております若者がこの地元に残って、人口を増やすと、人口が減らないということになるとやはり働き場所だということでもありますので、何とかそういった企業の新たな誘致とか、あるいは既存の立地企業の設備投資をして新たな雇用の増大につながる、もうそういった手だてではできないかということで企業訪問活動も行っておるわけでもあります。今、御承知のとおり、この日本経済はずっとデフレの状況が続いて、円高ということもありまして、ここ数年企業訪問をする中で、異口同音になかなか国内で操業することが環境的に厳しいということをおっしゃっております。中にはどうしても国内でやるんだという非常にありがたい力強いお言葉もある企業さんもありますけれども、一般的にまた過去あったように海外進出というのが流れとしてはあるのかなと思っております。

国内操業をしますと、いろんなこの難しい六重苦と言われております、いろんな要因があつて難しい場面があるようです。やはりこの国際競争の中で打ち勝つて企業の繁栄をしていくとなると、いろんなほかの国とを考えたとき難しい面があるというようなことをおっしゃっております。そういう中でも、どうしてもやっぱり国内で操業して雇用の場を確保するというは願ひでありますので、これからもこれは力強くやっぱり進めてまいりたいと思っております。

その中でも、ものづくりについては非常に周辺のところを見たときに、ほとんどものづくりの企業さんであります。こういうことで、もう海外へとか、あるいは規模の縮小をせざるを得ないというところがありますので、ものづくりの企業があれはもちろいしいんですけれども、できたらこの地域の産業にマッチをした企業さんが、新たにそういう企業化をせよ、あるいは、そういう食品産業の皆さん方の立地ができれば、第1次産業である農業とうまく連携をした形で、未来永劫に農業も振興できますし、また、新たな雇用としての振興もできるんじゃないかという思いで、今、鹿児島県もですけども食品産業というのができないかということで、今、模索を一生懸命やっていると。

一つの思いとしまして、何とか今回の場合も職員には、関西とか、中国以北でありますから東北まで入っている範疇はあるようでありますから、そういうところの企業訪問で機会があつたら、食品産業という視点で考えていただきたいというようなことで、県のほうにも、また、お願いもいたしておるところであります。

なかなか、そう簡単にはいかないと思っておりますけれども、そういう視点の中で今後取り組んでいったほうが、将来の本町の産業振興の意味合いからも非常に望ましいのかなと思っております。もちろん、今、立地操業しておりますそれぞれの企業さんの振興は、今までどおり、相提携をしながら、それはやっていく考えはありますけれども、新たな今後の視点としましては、そのような考え方で臨んでいくことも必要かなと思っておりますのでございます。

○新改 秀作議員

引き続き、誘致のセールス、あるいは雇用確保に取り組んでいただきたい思うところがございます。

続きまして、今回、活性化対策として地域活性化のための住宅リフォームというのが、今度は創設ということで、所信で言われたわけがございます。前の定住促進の代表質問の中でも、やっぱりこれのことについてはいろいろ町長も言われておりました。その中でもリフォームも言われておりました。新築の購入助成とか、地元施工者の加算とか、いろいろ言われているところがございます。もちろん、私も同じで、地元の工務店ですか、いろいろ資材店があります。そういうところを使ったら助成というような感じのそういうのもしていただきたいと思うところがございます。

今回は特に、これが質問に当たるかわかりませんが、創設してまいるということは、多分、創設するんですね。次の議会には出るとは思いますけれども、いつもこれを見て私が思うことは、意味合いが相当違ってくるんですね。検討とか、その辺が非常に私わかりにくくて、今度は創設だから、9月ごろにはしてくれるんだなと思うところがございます。前のときでも、今、検討中であるとか、検討を詰めてまいるとか、いろいろありますけれども、その意味合いを、こういうのが質問になるかわかりませんが、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。創設だから、早いと、そう思えば結構ですか。

○町長（日高 政勝君）

住宅リフォーム制度、これは昨年からいろいろ申し上げているところではありますが、今、部内の方で、今の段階では、市の段階でいろいろやっておりますけど、非常に地域経済に対する効果というのが出ているというようなことで、ほとんどの市が取り組むような格好になってきております。町村ではまだわずかですけれども、一、二団体ですが、先ほどから地域経済の問題まで出されておりますし、これは幅広い分野に対していろいろ効果が出てくるのかなと思っておりますので、9月の段階では必要な予算措置をやっていきたく思っております。

これは、さつま町はさつま町ならではのいろんな内容を検討して、町民の皆さん方が、取り組んで本当によかったなという形の事業に成案として出して、予算としての措置も講じてまいりたいと思っておりますので、9月の段階には御提案を出せるようなつもりで作業を進めてまいります。

○新改 秀作議員

工務店さん、あるいは地域のいろいろ出ておりますが、それも一緒に、なるべくなら早い創設をお願いするところがございます。

まちを興し、繁栄させるには、若い人たちにももちろん定住していただいて、意見を行政にいかにかかせるということが大事でございます。私たち議員にも責任はあるわけでございますけれども、産業の振興策をめぐり、リーダー研修やその他の会合の機会を多く持って、いろいろな意見を吸収して、これを行政に反映させる努力をしなければならないと思っておりますのでございます。今の関連の、今度閉鎖になる工場にしても、8月から9月になれば、またいろいろな職の探し、いろいろ動きが出てくるということでございますので、当然町としても手だてをしなければならないところも出てくると思っております。魅力あるまちづくりを目指して、定住促進、定住の意欲のでる対策も考えてほしいと要請しておきます。

それから、2番目の、ここに24年度の工事の一覧表がありますけれども、1年間に、建設関係が主なんですけど、工事の一覧表を見ますと、施設の管理、これには中学校の解体も入っているわけがございますけれども、施設の建築が30年から40年程度で今までは建て替えとしてあつ

たわけでございます。施設の維持管理手法によっては、各施設の劣化具合などによって一斉に発生が生じるというようなこともあるわけでございますけど、財政負担がここに集中するわけでございますけれども、この辺は、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

公共施設の維持管理の経費につきましては、非常に多額な経費を要しております。決算統計でこの維持補修費という仕分けから見ますと、23年度で7,700万円余りですけれども、ただ、修繕料とか、あるいは原材料費、工事請負費の中にも修繕というのを含んでおりますけれども、それからいきますと、この23年度、修繕料、原材料あるいはこの工事請負費等を考えたときに、総体で修繕料と原材料費で4,445万1,000円ですが、あと工事請負費等も含めると2億9,800万円ですか、それぐらいいろいろ必要な経費として多額の費用を要しておるところであります。

したがいまして、利用される皆さん方が安全で快適にさせていただくということになりますと、やはり日ごろの管理をしっかりとやっていくということが大事でありますので、そのためにも計画的に施設の修繕等をやっていくとなると、必要な財源の確保というのが当然と出てくるわけありますので、これらにつきましては、先般、基金の方に積み立てをいたしました。今度の庁舎建設の関係がちょっと余裕が出まして、その分をこの公共施設の維持管理の経費の、この基金のほうに振替をいたしました。2億幾らだったと思うんですけども、総体で今のところ3億幾らぐらいかになっております。そういうことで、そういった財源を活用しながら、計画的な営繕の形は努めていきたいと思っておりますのでございます。

○新改 秀作議員

今回、維持管理のほうで2億円、基金の積み立てを行ったということでございます。結局30年から40年で一応なるということで計画してあるわけでございますけれども、長寿命化とうたってある以上は、それを修繕をして、長寿命化に向けていきなさいということではないかと私は思うわけでございます。2年前の同僚議員の同じ質問の中であったわけでございます。町が管理する施設等について調査を行って、現時点でどれだけあるのか把握をして、まずは実態をつかんで計画的な維持管理に向けて取り組むべきじゃないかと。基金の積み立ても大事なんですけど、まずはそれから先に調査すべきと思うんですけども、調査はされたんですか。どのような。

○町長（日高 政勝君）

これまで公共施設というのは、建物、あるいはいろんな設備があるわけでございますが、それらについては、それぞれ所管のところで十分把握をしておりますし、その状況については所管課のほうでしっかりと毎年把握をしながら、必要なものについては修繕の予算も計上しているというようなことでございます。

今後11年後の間に、築30年を経過する施設というのは約7割に達するんじゃないかということですので、この辺の計画的な修繕をして長寿命化を図るのが大事な取り組みであるかと思っております。とにかく、新しく建て替えるということになると相当な経費も要しますので、できるだけ施設の営繕を適切に図りながら長寿命化を図っていく。このことが、コスト削減にもなるかと思っておりますので、努めてそういった方向で取り組みをしていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

例えば、早期対応の必要性として、町内に3つのプール施設があるわけですけれども、この維持管理が不適切な場合は、工事費用の上昇をもたらす等のみならず、施設の機能が一時停止する場合も、もちろんあります。場合によっては、施設の利用者に被害を与えるおそれもあります。

適切な維持管理が、もちろん必要ではございますけれども、二、三日、私は、あび〜る館に行きまして、屋根が落ちて、もうありませんでした。そしたら、建設業をやっているものから、自分たちで取り除いたのか、空調設備を見るとさびが入ったりして、これで計画的な維持管理と言えるのかなと私は思ったわけですが、この定期点検とか維持管理作業マニュアルとか、そういうのを作成するお考えとかそういうのは、まして、傷みの早いのはプール関係が、やっぱり湿気がある関係で傷みも激しいし、まだつくて、あそこは十何年ですかね、そういうところもありますので、その辺の維持管理マニュアルとか、そういうのを御検討はされないものか伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

御意見にありますとおり、公共施設の適正な管理というのは、当然として善良な管理を行う義務というのは、公的義務はあるわけでありまして、当然、設置者としては、日ごろからその辺の点検はしっかりとやっていきたいと思っております。

マニュアルをつかってやっていくかということでございますが、その辺は公有財産、いわゆる行政財産としての台帳の中で、それぞれの所管の中でやっておりますし、また、専門的なものについては、それぞれ保守業者のほうに毎年点検をしていただいているというわけでありまして、不足な点は、御意見にありますようなそういうマニュアルも作成をしながら、対応が必要なところはやっていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

この定期点検、それは業者任せでいいのか、自分たちでどれだけできるのかわかりませんが、定期的な点検作業を要請しておきます。やっぱり、あの姿を見たとき、これはどこがいけないか、いいのかなと思って、やっぱり考えてもらわないかんかなと思うことでございました。

もちろん、施設の維持管理業務を担当する職員の多くは、この維持管理に関する専門知識はないと言っても過言ではないわけですが、この施設の状態を的確に把握できていない例もあるので、業者に依頼する。そういうことを考えた場合に、この維持管理の費用の面になりますけど、財政課長にお伺いしますが、その辺はどんなものですか。費用は、業者任せにして品物をするのと、自らで維持管理をするのとは、全部というわけにはいきませんが、費用対効果はどのようにお考えですか。

○財政課長（下市 真義君）

指定管理施設につきましては、維持管理マニュアルは、既にもう作成をしております。その中で、内容にもよるかと思えます。専門業者でなければそういった点検はできないもの、あるいはまた職員の、いわゆる建築主事もおられますけれども、事務職員でできるもの。それぞれ分野が分かれてくると思っておりますので、どうしても専門業者でなければならぬものは、いわゆる委託料を計上してしなければならないということで、それぞれの分野に応じて、当然自前でできれば安価でできるんですが、そういった専門業者の場合はどうしても経費が必要ということで、ケース・バイ・ケースで今後は対応していきたいというふうに思っております。

○新改 秀作議員

先ほど、ちょっとまた変わりますけれども、あと二、三点ですので勘弁してください。

ライフラインでもありますし水道の件は町長のほうからありました。維持管理の現状をお聞きしたかったんですけれども、水道課長がそこへ座っておられますから、一言でも管理の現状をお伺いいたします。

○水道課長（脇黒丸 猛君）

水道管の老朽化対策につきましては、先ほど町長のほうからも答弁があったわけですが、一番

は漏水対策でございます。耐用年数が、今、水道管につきましては、公営企業法の関係で法的には38年でございます。38年を過ぎた水道管が、全体の420キロメートルのうちの、上水道、簡水道、合わせますと、20キロでございます。約4.5%ぐらいになると思いますが、それらにつきましては、一番の問題は上水道のところが大正15年ということで古い管がございまして、それにつきましては道路改良等々、含めまして、随時改良を進めているところでございますけど。あと、この老朽対策につきましては、一番の問題は、管は耐用年数が過ぎてもいいんですけど、基礎のほうは施工時点で基礎の部分に石が入ったりしておいて、その石が圧力を受けて破れているというのが結構多いようでございます。それらも含めまして、また今後も維持管理には努めていきたいということで考えているところでございます。

それと、あと中央監視システムがあるわけですが、それらに基づきまして配水量の異常の場合もそれで判りますので、それらも十分監視しながら、システムのほうも監視しながら老朽管対策、水道管のそういう対策につきましては維持管理をしてまいりたいということで考えてるところでございます。

あと、施設の維持管理につきましても水道施設の管理人がいらっしやいまして、毎日、1週間交代で行っておられるところでございます。8名体制で、薩摩、鶴田、宮之城は上水道地域と山崎地区がありますが、4地区を8名の方で、1週間交代で毎日点検をさせていただいているところでございまして、そのライフラインの一番重要な施設でございますので、今後とも引き続き管理に努めてまいりたいということで考えているところでございます。

○新改 秀作議員

今、課長からお伺いいたしましたけれども、特別会計で会計は別なんですけど、今まで以上に定期的な点検を要請しておきます。

最後になります。目の前に、合併に伴う交付税の減も迫ってきております。さらに、国の財政再建を考えると、交付税削減にも及ぶのではないかと考えます。このように自治体の財政状況が厳しくなる中、施設の維持の観点から質問しましたが、無駄をどのように減らして我が町に合った新しい施策を進めるかが一番のポイントであります。

町長がかねがねスクラップ・アンド・ビルドを言われておりますが、私も削るべきところは削り、伸ばすべきところは伸ばす姿勢でなければ、今後の行政は成り立たないと思っております。行財政改革には、住民、議会、職員等の抵抗もあるかと思いますが、町長の2期目の取り組みの決意をお聞きしまして、私の一般質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

2期目に当たりまして、いろいろ所信も表明をさせていただいたところでありますが、とにかく地方の財政というのは今後、好転をするということについては、かなり厳しくなると思っております。今もございましたとおり、平成27年度から交付税が5年間で漸減をするということがありますので、これについては12億円という総額、これぐらいの減額になっていきますので。そしてまた今回も自民党の骨太の方針の中でも国と地方の借金を減らして、プライマリーバランスを15年、あるいは20年でゼロにしていくということでもありますので、半減からゼロですね。そういう形に出ますと、やっぱり交付税、あるいは社会保障ともう一つありましたけど、そういったことは、もう聖域ではないということの宣言をいたしておりますので、やはりそういうことも視野に入れながら、これからさらに行政改革というのは継続をしながら取り組みをし、今後も行財政というのは安定的に、町民の皆さん方が将来に夢と希望を持てるような暮らし向きになるように努力をしていきたいと思うところでございますので、議会の皆さん方も、いろんな施策はありますし、いろんな思いもありますけれども、総合的な財政運営ということを考えて、町

政は推進をしなければならないということを十分御理解をいただきますように、また今後とも、
お願いを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会時刻 午後0時06分

平成25年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成25年6月12日

平成25年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成25年6月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
副 町 長	和氣 純治 君	教委総務課長	上野 俊市 君
企画課 長	湯下 吉郎 君	社会教育課長	岩元 義治 君
福祉課 長	王子野 建男 君	農政課 長	平田 孝一 君
介護保険課長	中村 慎一 君	建設課 長	三浦 広幸 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
総務課 長	紺屋 一幸 君	文化課 長	橋ノ口 賢二 君
財政課 長	下市 真義 君		
安全安心対策課長	崎野 裕二 君		
消 防 長	高木 卓朗 君		
税務課 長	松尾 英行 君		
環境課 長	貴島 晃人 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 2 議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 3 議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第2委員会室)	43	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
	44	さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について
	45	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	46	さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
	47	さつま町介護保険条例の一部改正について
	49	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金 19款 繰越金 20款 諸収入 21款 町債 歳出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 第2条 地方債の補正
	50	平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
文教経済 (第1委員会室)	48	さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
	49	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 歳出 6款 農林水産業費 8款 土木費 10款 教育費

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。

ただいまから、平成25年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第2「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第3「議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、日程第5「議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第6「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、6月4日提案がありました、議案第43号から議案第50号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑については総括的な事項について質疑をお願いします。

まず、日程第1「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から日程第6「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案6件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」は、委員会は同じですけれども、情報の共有ということでお尋ねいたします。

先般の説明の中で、あったかどうかちょっと記憶がないものですから、再度お尋ねしますが、1級から6級までそれぞれ100分の1から100分の6まで減じますというふうにあります。パーセントで提示した場合何%になるのか、減じたあとのラスパイレス指数は幾らになるのか再度お尋ねいたします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

職員の給与の減額でございますけれども、1級が1%、6級が6%と、級が上がるごとにパーセントが大きくなりますけれども、全体で換算いたしますと4.27%の減額になる予定でございます。

現状のラスパイレスの比較でいきますと、99.73になる見込みで減額措置を講じるということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案6件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案49号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第8「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○桑園 憲一議員

予算書の9ページですが、在宅医療多職種協働体制づくり事業、そしてまた、在宅高齢者歯科医療連携事業、これは新しい事業ではないかなと思うんですが、こういう事業等についてはですね、先に資料を出していただいて説明をしていただきたいと思いますんですが、具体的にもう一回お聞きしたいと思うんですが、まず、在宅医療についての話し合い活動事業とか、あるいは高齢者の口腔機能への参加が少ないので、高齢者のケアのほうで生かしたいというような説明は受けているわけですけど、新しいこういう事業等については、資料を出していただきたいと思うんですが。

○介護保険課長（中村 慎一君）

これは、説明の段階で一通りは説明いたしておりますが、新規事業でございまして、地域支えあい体制づくり事業というのは、従来から介護保険の関係の地域支援事業の中で、取り組みをしております事業であります。その中で、新しく在宅医療の多職種協働体制づくり事業、それと在宅高齢者歯科医療連携事業、この2つを一応、単年度で取り組むという説明をいたしております。

この在宅医療多職種の関係につきましては、さつま町の場合、在宅医療を今後どういうふうな形で進めていったらいいかといったようなことで、薩摩郡の医師会長のほうからこういった提案がなされたところでございまして、これにつきまして、多職種によりますチーム編成をしながら在宅医療に取り組むということ、薩摩郡の医師会のほうで取り組みをされるということでありまして、それに伴いまして、町といたしましては、こういう県の補助事業を取り入れてこの話し合い活動をするということでございます。

ただこの、郡の医師会のほうで取り組みをされる内容につきましては、まだはっきりとした内容が提示をされておられません。これにつきまして、県の医師会が事業を推進するというので、それに伴いまして、郡の医師会が実体的な活動主体となるといったようなことでありまして、そういう医師会との連携を進めながら、さつま町におけます在宅医療がどうあるべきかといったような、そういう姿を検討をしていくという、そういう事業でございます。

まず、在宅高齢者歯科医療連携事業につきましては、高齢者の口腔状態というのは非常によくないんだと、そういうことで、これは歯科医師会長のほうから提案がございまして、昨年から検討いたしておりましたが、ことし、県のほうでそういう取り組みにつきまして、事業の認可をいただきまして、県の補助事業で取り組みをするということでもあります。

もちろん歯科医療の関係者の医療技術のスキルアップを図りながら、研修を進めながら地域の高齢者の口腔状態というのを実態把握をして、そして、そういう非常に口腔ケアというのは、虫歯治療だけではなくて、そういう医療関係につながる、特に死亡原因の多くを占めます高齢者の誤嚥の問題とか、そういう問題までこういう地域での歯科診療の体制とか、それからフォーラムとか、そういったのを進めながら取り組みを進めていくと、そういう高齢者に対しまして口腔ケアの必要性について推進をしていくといったような、そういう取り組みでございます。

そういったことで一応準備をしていきたいというふうなことでございまして、まだ、具体的にはですね、医師会、それから歯科医師会と協議をしながら内容を詰めていくといったようなことになります。

私どもが今持っておりますのは、そういう、ただいま説明をいたしました、そういう概要的なところまでしか把握をいたしておきませんので、一応資料といたしましては持っておりますけれども、後で配付をさせていただきたいというふうに思います。

○桑園 憲一議員

新規の事業だということで、医師会あるいは歯科医師会と、そしてまた町も一緒になって取り組むということですが、あくまでも高齢者を対象にした、あるいは在宅者を対象にした事業であるように感ずるわけですが、医師会のほうに、まあ町内全域をその対象にした場合に、地域に出向いて行われるのか、あるいは病院のほうで地区割りをやって病院まで来ていただくのか、そういうところなんかについてはまだ全然打ち合わせはやっていないわけですかね。

○介護保険課長（中村 慎一君）

在宅医療のあり方をどうすべきであるかという、そういうチーム編成、体制をどういった形で進めていったほうがいいのかと、まあ、そういう検討を進めていくという事業でございます。在宅医療そのものは、やはり在宅の高齢者の皆さん方への訪問医療ですか、そういったものが取り組みはされておりますけれども、こういう介護と医療との連携という中で、薩摩郡の医師会を中心といたしまして、まあ、医師会病院が中心になると思いますが、そこにそういうチーム編成をしながら、どういった在宅医療の取り組みができるだろうかといったようなことをこれから話し合いを進めていくといったようなことでありまして、具体的に、来年の4月からそういった体制づくりができたらいったようなことでありますので、まだ、具体的にどういった形になるというのは描かれていないということになります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案50号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月18日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第2委員会室、文教経済常任委員会が第1委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月27日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審査を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前9時42分

平成25年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成25年6月27日

平成25年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成25年6月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
副 町 長	和氣 純治 君	教委総務課長	上野 俊市 君
企画課 長	湯下 吉郎 君	社会教育課長	岩元 義治 君
福祉課 長	王子野 建男 君	農政課 長	平田 孝一 君
介護保険課長	中村 慎一 君	建設課 長	三浦 広幸 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
総務課 長	紺屋 一幸 君	文化課 長	橋ノ口 賢二 君
財政課 長	下市 真義 君	環境課 長	貴島 晃人 君
安全安心対策課長	崎野 裕二 君		
消 防 長	高木 卓朗 君		
税 務 課 長	松尾 英行 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 3 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 4 4 号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 5 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4 6 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 7 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 8 号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 5 1 号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 5 5 号 さつま町副町長の選任について
- 第 1 2 報告第 7 号 平成 2 4 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 1 3 報告第 8 号 平成 2 5 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 4 陳情第 2 号 悪臭問題解決に関する陳情書について
- 第 1 5 議員派遣の件
- 第 1 6 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第2「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第3「議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、日程第5「議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第6「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第7「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から、日程第8「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」、「議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、「議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分、「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。雇用状況等経済情勢が厳しいことを考慮し、町長、副町長、教育長の給料月額を減じようとす

るもので、町長の給料を10%、副町長を8%、教育長を7%減額しようとするため制定するものである。平成25年7月支給分から適用し、期間は平成26年3月31日までとのこととなります。

次に、「議案第44号 さつま町職員の給与の特例に関する条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、復興財源として国に準じて必要な措置を講じるよう総務大臣名で要請が行われたことにより実施するものであります。本町の場合、国の給与減額措置後のラスパイレス指数が「104.0」となっていることから、国との比較で上回った部分について減額しようとするもので、減額後、さつま町のラスパイレス指数は「99.7」となり、4,111万8,000円の給与減額を見込んでいるとのこととなります。平成25年7月支給分から適用し、期間は平成26年3月31日までとのこととなります。

次に、「議案第45号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例の一部改正については、農林業の総合的な推進を図るため新たに「農林業振興プロデューサー」を配置することから、条例の一部を改正しようとするもので、平成25年7月1日から施行されるものであります。

質疑の中で、農林業振興プロデューサーの勤務形態と報酬額の根拠についてただしましたところ、勤務形態は週4日を下らないものとし、1日の就労時間を8時30分から16時30分までの1日7時間労働として考えている。報酬額については、専門的な知識や経験を生かした業務であり、平成25年3月まで設置されていた「健康づくりコーディネーター」に準じた月額20万円としたとの説明であります。

次に、「議案第46号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例及びさつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」であります。

平成25年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更されたことに伴い、町で制定している関係条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、今回の法律改正による影響についてただしましたところ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」によって、平成25年4月から制度の谷間のない支援を提供することを目的とし難病等の130疾患についても福祉サービスの対象となった。また、重度訪問介護の対象者の拡大等、制度の中身が変更されたとの説明であります。

次に、「議案第47号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

現行の介護保険料の減免規定は、災害、生計中心者の障害・死亡、事業の廃止、自然災害等の4項目についての規定はあるが、特別な事情についての規定がないため、今回の条例改正により「その他町長が認めるもの」の規定を追加し、平成24年度分の保険料から適用しようとするものであります。

次に、「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分についてであります。

歳出の2款7項、地籍管理費、地籍調査事業費について、地籍調査の完了に伴い、今後の固定資産税の推移についてただしましたところ、現在、本町と薩摩川内市を管轄している鹿児島地方務局川内支局では十分な対応ができていないため、予定より1年おくれの平成26年度に登記を完了する見込みである。それに伴い、地籍調査後の面積で課税するのは平成27年度から予定している。地籍調査の成果により、試算では約3,000万円の固定資産税の増額が見込まれているとの説明であります。

次に、3款1項、社会福祉費、障害者福祉費の中で、今回計上した地域生活支援事業については、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されたことに伴い、まちの必須事業として取り組むものであります。とりわけ手話奉仕員養成事業にありましては、手話通訳の講座を出水市の出水地区視聴覚障害者協会に委託して開催しようとするもので、広報等によって30名の受講者を募集し、年30回ほど開催を予定しているとのこととあります。

次に、4款2項、清掃費、ごみ処理費について、クリーンセンターの主灰出コンベヤ補修に800万円、屋根の防水補修に1,100万円の修繕費を予算計上するものであります。

質疑の中で、補修作業時のメンテナンス期間についてたどしましたところ、クリーンセンターの2つの炉を同時に休ませることはない。通常は1週間、あるいは土日で作業を実施し、なるべく両方の炉をとめないようにしている。これは、2つの炉を稼働させてピットが満杯になるのを防ぐための措置であるが、平成25年4月以降、薩摩川内市の入来、祁答院分が搬入されなくなったため、これまでたまり続けていたピット内のごみの量は、徐々に少なくなっているとの説明であります。

次に、9款1項、消防費、災害対策費のデジタル防災行政無線電波伝搬調査業務については、現行の防災行政無線の老朽化対策に合わせて、防災行政無線をデジタル化して再整備するための電波伝搬調査を委託するものであります。防災行政無線は合併前の旧町ごとに整備後、長期間が経過しているため、修理も頻繁に発生しており、今後、大規模な補修等があった場合、対応できなくなる可能性がある。また、電波法の改正により現行のアナログ方式は、将来使用できなくなるため、各自治体がデジタル化に取り組んでいる最中であるとのこととあります。

質疑の中で、デジタル防災行政無線の利用可能となる範囲についてたどしましたところ、さつま町内全てを網羅できるように電波伝搬調査を実施する予定である。具体的な設置等については、これから検討していく予定であるが、今後は平成34年度のデジタル化に向けて段階的に取り組んでいくとの説明であります。

次に、「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の3款4項、地域支え合い体制づくり事業費、1目の在宅医療多職種協働体制づくり事業費については、さつま町の在宅医療のあり方について医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等、多職種で研修、住民説明会、意見交換等を実施するものであります。

2目の在宅高齢者歯科医療連携事業費については、歯科医師会より要請のあった事業で、高齢者の口腔ケアの推進を図るため説明会等を実施するものであります。口腔状態の悪化による人工呼吸関連肺炎等、具体的な事例等を説明し、高齢者に口腔ケアの重要性について認識を深めてもらうとのこととあります。

このほか「町内の公共施設の維持管理のあり方」について、特に町長の見解を求めたところとあります。

今回の一般会計補正予算では、ごみ処理費の一般需用費として1,900万円が計上されており、当委員会でもクリーンセンターの現地調査を実施したが、経年劣化とはいえ、なぜ腐食等がここまでひどい状態になるまで放置されていたのか、委員の間から疑問の声が上がった。平成24年度の定期監査報告書の中でも、機器類の延命化についてメンテナンス等、職員の努力を指摘されているが、機器類の管理とともに、施設全体についても定期的な点検が必要と考えられる。クリーンセンターを初め、環境センター、消防署、上水道等、町民生活に直結する施設の管理、整備については特に大切なことであるため、公共施設の維持管理のあり方について、町長はどのような考えなのかたどしましたところ、さつま町は合併により旧3町の公共施設を一括して管理

することになった。これら施設の善良な管理を行うために、日ごろから所管課による点検を実施しているが、予算の関係もあり、緊急性の高いものを優先して整備を実施している。

一般財源で整備をする場合、対応できる範囲に限界があるため、国の補助事業、交付金事業を有効に活用しながらこれまで整備を行っているが、中には、今回のクリーンセンターの屋根補修のように、点検の難しい場所では劣化が進んでいるところもあった。町のごみ処理施設、し尿処理施設については、年次的、計画的に相当な予算措置しているものの、一挙に改善は進んでいない状況である。

公共施設の点検については、所管課が中心とならざるを得ないが、今後、必要な場合には建築技師を入れた点検を実施して、施設の営繕について精度を高めるべきであると考えている。体制的な問題もあるが、大規模な修繕となる前に日ごろからの点検と業務に対する責任について職員に啓発していきたいとの答弁であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの、総務厚生常任委員長の報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」及び「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。

道路の占用許可対象物件として、太陽光発電設備、風力発電設備及び津波避難施設の追加を内容とする道路法施行令の一部改正に伴う、本条例の一部改正であります。主な改正は、本町では想定されない津波避難施設を除く太陽光発電設備及び風力発電設備を占用許可対象物件と定め、年間1平方メートル当たり820円の占用料を追加する内容であります。

次は、「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分についてであります。

まず、6款1項、農業費の関係であります。

3目、農業農村振興費に新規事業として、農林業振興プロデューサー設置費180万円が計上されています。町内における農林業関係機関・団体がお互いに連携・協力し、縦割り行政の枠を超えた連絡会議の設置や振興方策の決定、推進などを行う専任プロデューサーを設置して、基幹産業としての農林業振興を推進しようとするもので、報酬月額20万円の9カ月分を計上したとの説明であります。

次に、2項、林業費についてであります。

2目、林業振興費の間伐等森林環境整備事業75万円は、森林づくり推進員10名に対する謝

金であります。

質疑の中で、推進員を従来の24名から10名体制にすることとした理由と今後における間伐等の推進の考えについてたゞしましたところ、これまでも推進員の方には熱心に取り組んでいただいたが、なかなか実績が上がらない一面もあった。本年度の北薩地域間伐推進会議を経て、林業事業体と調整しながら地域の森林の実情等を熟知されている方を10名程度選任し、推進の強化を図っていききたい。今後の間伐等の推進については、北薩森林組合の他に4つの認定林業事業体等でも除間伐事業が実施できることとなったことから、森林づくり推進員の活動と連携した事業推進が図られるものと考えているとのことであります。

また、有害鳥獣捕獲事業費の緊急捕獲等対策報償901万円は、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策に基づくもので、当初予算で計上した捕獲頭数の報償費に、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザル8,000円、タヌキ及びアナグマ1,000円、カラス200円のそれぞれの単価を上乗せするものであります。

質疑の中で、今回の緊急捕獲等対策事業は、単年度事業としての取り組みかたゞしましたところ、国の政策による有害鳥獣30万頭の緊急捕獲を目標に取り組まれたもので、鹿児島県においては、4億9,000万円の基金を造成し、平成25年度から27年度までの3年間を対象にしているとのことであります。

次は、8款5項、住宅費についてであります。

がけ地近接等危険住宅移転事業費の補助金378万円は、事業対象となる危険住宅について、本人の申請に基づき実施されるもので、危険住宅の解体除却費78万円及び移転先の住宅建築に伴う借入金に対する利子相当分300万円を助成するものであります。事業対象地は虎居海老川地区で、委員による当該危険住宅と移転先の現地調査を行い、予算計上の妥当性を確認いたしました。

次に、10款2項、小学校費及び3項、中学校費についてであります。

今回計上された補正予算のうち525万円は、鶴田小学校及び鶴田中学校の分収林の処分に伴うもので、分収林の面積で案分した鶴田小学校分170万円、鶴田中学校分355万円であります。両校の学校及び地域の関係者並びにPTAの要望に沿った物品等の購入に対する経費を計上したとの説明であります。

次に、児童・生徒の読書等の推進を図る観点から、教育振興費に図書費が計上されているが、補正後における学校図書の充足率とその効果等についてたゞしましたところ、文部科学省が定める学校図書標準に係る図書の充足率は、現在、平均で約69%となっているが、今回の補正予算執行後は、過去の図書購入実績で試算を行うと5%程度伸びる計画である。また、図書の充実により児童・生徒の国語力等がすぐに伸びるというわけではないが、例えば、社会科学習で図書を利用した調べ学習等を充実させるなど、あらゆる面で学校図書を活用する機会が高まるとのことです。

5項、社会教育費の自治活動推進事業費に11公民館に対する机、椅子等の備品購入費253万7,000円が計上されているが、残りの9公民館については、要望に応じて年次的に整備するのにかたゞしましたところ、この事業による助成金は、最低事業費が100万円であり、1公民館で少額備品等を購入する場合は対象にならなかったことから、必要と思われる備品について、全公民館を対象に希望を募り、それらを年次計画で購入することとした。このため、それぞれの公民館で購入する備品等は要望により異なるとのことあります。

最後に、農林業振興プロデューサーの具体的な設置目的とその効果見込みについて、町長の見解を求めたところあります。

本町の基幹産業は、過去そして将来においても農林業であると思う。まちの周辺部における農林業の振興が図られることにより中心部の商店街における購買力等も高まり、商工業の振興そしてまちの活性化につながるものとする。

本町の農林業にかかわる関係機関・団体においては、これまでも連携は図られてきたものと考えられるが、それぞれの専門の機関等では関連の情報を素早くキャッチされていることから、これらの情報を共有し、同じテーブルの上で議論を行うことで、本町の農林業振興に関する一定の方向性や戦略プロジェクト的なものを構築できるのではないかと考える。そして、このことにより役場内の組織においても進むべき全体像を把握しながら、それぞれの部署で具体的な取り組みが展開できるものとする。このような意味から横の連携を重視した連絡会議の創設や総合調整の業務を担う農林業振興プロデューサーを設置したいと考えているとの答弁であります。

この答弁を踏まえ、委員からは、農林業振興プロデューサーの設置に当たっては、現在組織されている「町農林技術協会」等の活動がさらに生かされるような体制づくりと人選においては、本町の農林業の実態を把握され、その分野に精通した意欲のある方の選任を要望する意見が出されました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの、文教経済常任委員長報告について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から、「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」までの議案6件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案6件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する、各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から、「議案第48号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」まで、以上の議案6件は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第50号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第9「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

地域自立促進計画変更の中の、最後の6番目の区分6の「教育の振興」の中で、学校教育関連施設屋内運動場の中学校屋内運動場耐震化事業ということで、宮之城中学校を挙げてあります。確かに、もう宮之城高校時代につくられたもので古いものでありますが、耐震化も必要な施設ではあります。できれば、できればというか、できるかどうかのお尋ねなんですが、あそこはグラウンドも非常に排水が悪くて、少し雨が降りますと、もうほとんど屋外での運動はできないという状況にあります。昨年もでしたが、何年か前も、どうしてもその日に終わらなければならない行事、例えば運動会等において、雨の中で実施されまして、生徒の皆さんが何人も滑って転倒されまして、膝頭を何人もけがをされたというような事実もあります。学校施設等で子供がやっぱり負傷するという事は、授業中に負傷するという事は非常に不名誉なというか、あってならないことの一つでありますので、ぜひ、屋内運動場だけじゃなくて屋外の運動場の整備ということもこの中に入れられないものかどうか、できれば、ぜひ入れていただきたいということでお尋ねいたします。

○教委総務課長（上野 俊市君）

宮之城中学校の排水の関係等については、議員の御指摘のとおり、非常に水はけが悪い状況であります。昨日も、私も午後から雨が上がってから実際その中学校の状況も見てきたところでご

ざいます。

今回の過疎計画につきましては、学校の施設整備ということで耐震強化、それから大規模改造ということで、これを優先的に進めてきております。その関係だと宮之城中学校の屋内運動場ということで今回、変更で追加をさせていただいたところであります。

今後のことについてでございますけれども、この宮之城中学校の校庭を含めまして全学校の状況等も全て調査して、良好な教育環境の整備を図るという観点からも、そういう点検を行いながら、次期の過疎計画で、必要があればそういう計画を変更し追加をしていきたいと考えているところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第10「議案第54号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議案第54号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、追加議案ということで提案の理由の説明を申し上げます。

まず、「議案第54号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、予防費及び保健体育施設費に要します経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ134億2,539万4,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第54号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

2点ほど、質問いたします。

この予防接種事業、非常に全国的にもあるということで補助に対する異論は申し上げませんが、この町民への周知の方法、それから、大きな職場でも受診ができるということも説明があったわけですが、例えばそういうときに、町民への啓蒙の仕方、それから、例えば大きな職場でされる場合、医師の派遣等、郡医師会との対応はどういうふうになっているのか、話し合いがついているものなのか。

それと、いろいろ報道等を見ますと、なかなか勤務中で行けないから休日とか、それから時間外でも受け付けていただけると、非常にありがたいという言葉が聞かれるんですが、そういう対応はどうされているのか。それと、その病院で受けられる場合も内科の病院の先生方のところで受けられるとか、その辺の周知方法をどういうふうな対策がとられているのかお聞きいたします。

それともう1点、この総合体育館の管理費のところ、先ほど総務委員会の報告の中にありましたように、「町長が緊急性の高いものを優先して行う。補助金、交付金事業を有効活用し、大規模な修繕となる前に日ごろから点検業務に対する責任について、職員に啓発していく」という委員会の報告がありました。私もまさに、日ごろのこういうような公共の施設の管理のあり方が問題じゃないかと思っております。そして、この照明施設の制御盤のところの経過とか、いろんな報告を見ますと、例えばスイッチを入れないで突然照明が点灯したとか、照明が半分程度しか点灯しない隔たりがあるとか、それから制御盤の元電源を落としても再起動したり、制御プログラムは消えたが、点灯したと。例えばこういうことが非常に続いたということなんですけれども、この体育館の電気系統のスイッチ類の管理のあり方、例えば、一般の方々が借りられたときに、自由にその方々がスイッチをどんどん入れたり切ったり、それができるような状態なのか。いろんなところは、例えば開閉とか、それから施設の管理とか、ということであれば、火気の対策とか、いろんなことで、最後には管理人が見て回ってせんにやいかんところがあると思うんですけれども。そういう制御盤については、開閉について必要な、例えばこのメインアーナだけを使いますから96灯全部つけますよとか、サブアーナだけ使いますから16灯つけますよとか、そういうのが、借りられる個人でできるものなのか。そこに管理人を、例えば置いてらっしゃって、その方々が確認をしていくのか。その管理状態がどういうふうになっただけか、その2点をお聞きいたします。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

まず、予防接種に伴います助成事業の周知啓発の関係ですが、町が関係しております町広報誌、それからお知らせ版、それから無線放送等あらゆる媒体を使いましてお知らせをいたしたいと思っております。特に、広報誌もちょうど7月号の締め切りといいますか、スケジュールもあります。

それにも、本日をもって御承認いただければ掲載する準備はいたしているところであります。

それから、病院等への時間的な関係、予約的な関係ですが、とにかく病院のほうにおかれましても、ワクチンの不足と、そうありませんので、希望の方は病院に電話なり、または窓口のほうで予約をしていただいて、そして病院のほうに行っていただくということになります。これはほかの個別の予防接種についてもそういう形になっております。

それから、いわゆる職場等での関係ですが、ある一定規模の企業、職場については、産業医というのを置くようになっております。ですので、例えばそういう大きな企業等が風疹予防等についての勧奨をすとなれば、そういう産業医等に相談をしながらやっていくことになろうかと思えます。

今回、役場のほうも96名程度が手を挙げましたけれども、当初、健康増進課もかかわりまして医師会との連携という形で、予防接種担当の相良先生のほうにお願いをしまして、医師会のほうにも、上まで上がりましたけれども、医師会長のほうで「医師会としては対応しない」ということでしたので、それぞれ希望する方は、それぞれ病院のほうに予約をして行っていただくことにしたところであります。それと同じ形になります。

それから、取り扱う病院、取り扱わない病院ということでの御質問であります。その際、医師会のほうで対応できないという部分についてはちょっとまだ把握しておりませんので、その辺の関係について把握できましたら、また、それらの周知を図りたいというふうに思っております。

○社会教育課長（岩元 義治君）

日ごろの保守、メンテナンスの関係でございますが、例えば消防設備とか、あるいはこの電気設備、浄化槽などのように法的に保守点検が求められているものであればですけれども、この制御盤につきましては、自主点検という形でしか行っておりません。自主点検といいましても、毎日、つくつかないかというようなことになってきております。もう20年過ぎておまして、例えば10年過ぎてから、まあ、使えるけれども交換するかということになりますと、なかなか難しいというような状況がございますので、今のような状況になっているところでございます。

今後、その点については検討させていただきたいというふうに思います。

それと使用する場合の点灯のさせ方がどうかということですが、この点灯のスイッチにつきましては、基本的に、基本的にといいますか、全部が職員あるいは管理人が事務所の中で操作をしてスイッチを入り切りします。利用者がスイッチをさわるということはもうございません。それで、どの場所をつけるか、全部をつけるか2分の1をつけるかとか、その場所の操作についても、これも事務所の中で職員あるいは管理人が行うという形でしているところでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

この総合体育館の関係の、私が一番懸念したのが、この制御盤を自由にどうでもできるんだということじゃなかったんですけど、やっぱしこういう機密的な部分はやっぱり管理人と職員がおってされることが、あとあとの、先ほど課長の説明がありましたように、10年経ったでこげんなったんだとか、20年経過したから、もう当然じゃったどちゅう考え方じゃなくして、より延命するにはどのような方向性があるかということでは、やっぱりその専門的知識、あるいは職員がそういうところにタッチすることが私は賢明じゃないかと思っております。点灯あるいはそういう分については管理人でやってるということでしたので、理解いたします。

公共の施設のことをこの予算の関係で申し上げようかと思ったんですけども、総務委員会の中で、そういう公共の施設の管理のあり方のところも委員会で審査されて、町長の答弁の中にもありましたように、今後も、そういう、もう築何年というのがありますので、そこあたりのとこ

ろはやっぱり重点的に点検されていかなければ、管理の状態が十分うまく機能しないんじゃないかと思いますので、あえて深く申しませんが、さらなる努力をしていかれるように要望しておきます。

それと、健康増進課長の予防接種ですけど、4月、3月に事例がちょっと出たんですけども、早い喚起をし、4月には補助金を見合わせたということなんですけれども、やっぱり新聞等を見ても川薩保健所管内、川内・薩摩のほうが相当出ているということなんですけれども、やっぱり、私は前のときに人口増対策で町長にも一般質問したんですけども、こういうところに、緻密といますかね、もう少し手厚くしていかれることが、4月には補助金創設を見合わせたということなんですけれども、やっぱりこういうところに、若い夫婦の方々に手厚くされることが一番じゃないかと思っております。

もう一度、ちょっと私の聞き方もおかしかったかと思うんですけど、医師会とそれから病院の対応がちょっとまだ煮詰まっていらないようなことでしたんですけど、これもやっぱり、我々も、町としましても、郡の医師会へも相当の補助もしているし、いろんなこともしていますので、こういう、大事なといいますか、今、世間を騒がしてるちゅう言葉じゃないんですけど、関心があるこういう風疹対策には医師会のほうも、頑張ってくださいとか、協力をしていただくことが賢明じゃないかと思っております。

補助の要請ばかりじゃなくて、こういうことがあったときには、ぜひしていただくような方法を。

それから、産業医を置いているところということがありましたけど、これは人数の関係で、どひこが大規模企業の職場なのか。先ほど96名の職員の話なんかもありましたけど、まあ、ここには産業医というのじゃなくて、めいめいの所でされますけど。やっぱりここあたりももう少し地域に、町民に啓蒙して、予約をとってでも、できなくても職場のほうでも対応できるんですよということも、まあ、7月の広報でされるということでしたので、非常に子育て支援、あるいは生み育てやすい環境といますか、そういうところもうたってあるわけですから、啓蒙の仕方もう少し工夫なり、それから、例がないからもうここで打ち切るんだということじゃなくして、1年ぐらいいは通してこの風疹対策をされるようなところもできないのか、それを、ちょっと町長でないとお答えできんと思うんですけど。

やっぱり末永い対策が必要と思うんですけど、そういうのはできないものなのか、お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

全協でも説明したとおり、これはことしの4月に遡及をして、1年間やるということで申し上げておるわけでありまして。来年の3月までは、そういう対象者が出ましたら、素早く予防注射をして、防いでいただきたい。そういう願いで今回もお願いをしているわけでありまして、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

当初の段階で、一時、川薩の保健所管内で非常に流行したということでありまして、さつま町内にも一時、そういう例がありまして、職場内でもそういう事が発生したもんですから、これはやっぱり大変なことになるなあとということで、状況によってはこの5月の臨時会がありましたから、そのときに上げようかということで、考えておったんですけども、そしたらちょうどまた、こういう対策の注意の喚起を町内にいたしましたところ、非常にこういう効果が出まして、もう下火になったということでした。

薩摩川内市のほうは、かなり増えておったということなんですけれども、おかげさまで、このさつま町内においてはそういう事例がないというようなことでありましたので、もう沈静化したのか

なあ、という形になっておりましたので、あえてこの5月の臨時会には提案をしなかったわけですが、最近になりまして、また二、三、この前言ったとおり、8例ですかね、そういうのが出たということでありましたので、これは念のために、拡大をしないようにというようなことで、ことしいっぱいは、そして4月からこの注射をされた方もいらっしゃるでしょうから、遡及をしながら、この1年間はしっかり対応をしていきたいというようなことでお願いしているわけです。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

医師会と病院等の関係で、私も誤解を招いた点がありまして、医師会が協力をしないとかそういうことではございませんで、今回、役場については100名近い者が希望しましたので、役場の場合は、今、宮之城病院の新門先生が産業医的な、相談等については対応をしてもらっておりますが、新門先生のほうから、やっぱり注射をするとすれば、単なる注射をどんどんするというわけにはいきませんで、事前の、体温をはかったりとかいろんな診察をしながらやるということで、相当な時間を要するというので、1医院でその職場において、そこその一、二時間でできるものではないということ等も含めて、まあ、相良先生が予防接種担当の理事ですので、そこあたりはどう進めたらいいかと。できれば役場のほうも受診率を上げるために職場でできればという思いもあったんですが、そういうことを相良先生もまた開業医でありますので、集中できないということで、医師会のほうにそれを持って上がられて、医師会としても開業医の方、または医師会病院の先生方、2時間、3時間、1職場に従事しながらやることはなかなか難しいということで、医師会として、その体制としては余りできないということで、それぞれ、自分のかかりつけの医院とか持っておりますので、それぞれ、医師会の会員の病院のほうに予約をして行っていただきたいと。それで、医師会としてもそういうことで、職員が予約して来るので、それについては予約等しっかりした時間を、待たせないよう対応していただきたいという医師会のほうからはそういう連絡は、各病院には入っているところであります。

それと、職場でできるという分につきましては、先ほど言いましたが、産業医というのは、その職場の厚生的な相談とか計画的なこととか事業的なものをするのが産業医で、その産業医が直接、医療行為というのはなかなか難しい部分があるようになっております。ですので、もし大きい職場がそこでやるとすれば、先ほどのような時間とか医師の数とか相当なものが要りますので、なかなか難しいということになります。ですので、基本的には他の個別接種と同じように、かかりつけの医院とか、行ってらっしゃる病院のほうに自分で予約をして、確認をしてから行っていただく。実は医師会の班会というものが2カ月に1回ありまして、それが先日ありまして、そのタイミングを逃しますとお願い等もできない関係で、そういうことも含めて若干のお願いをして、その体制等についてはとっていただくようお願いをしながら、こうして計上させていただいたところであります。もちろん、そういうことも含めまして、町民のほうには周知啓発をしっかり図りたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、私、聞き逃して大変済みませんでした。

その1年間通して、3月まで通してやるということです。非常に、こういうのは出たからほんなら補助金を出すよ、出らんかったで取りやめるよちゅうんじゃないかと、そういう持続的、長い対策をとっていかれることが大事じゃないかと思っておりますので、そこんところは理解いたしました。

それと、健康増進課長の説明の中にもありましたように、先ほど申し上げますように、とにかく大事なことだと私は思います。子供をあれしませて、生まれてくる、あるいはその状態まで非

常に大事に育てて育まれていくわけですから、そのところにはやっぱし、何といいですかね、手厚い協力というのかな、周りもやっぱしそういうところを見守っていくべきだと思いますので、まだまだ私たちが足りないところがあると思いますけど、そのところは担当課としても医師会と連携をとってやっていただきたい。そうすることが、住みやすいまちのさつま町の形成にもつながるわけですので、ぜひそういうところは、まだちょっと掘り込んででもやっていただけるように要望しておきます。

終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

町長。

○町長（日高 政勝君）

この風疹もですけれども、非常に感染症がいろんな事例が出ておるわけでありまして、先ほども新たに小児の関係については、肝炎とか、あるいはこのロタウイルスについても新たに追加をさせていただいたわけでありまして、例えばこういった感染症で、風疹、麻疹で、妊婦さんが罹患をしますと、生まれてくるお子さんに難視聴、耳の難視聴になるとか、あるいは目の白内障とか、あるいは心臓疾患になると、そういう重篤な関係になりますので、やはりこういうことになりますと、親としての保護の大変さというのが出てくるわけでありまして。場合によっては、さらにギランバレー症候群というものに罹患をするということになるようでありまして。これについては、特に手足に力が入らなくなる病気、重症の場合は中枢神経障害の呼吸不全とか、あるいは一時的にそういうことで器官の切開とか、人工呼吸器をつけなければならないというようなことでもありまして、非常に、まあ、数少ない、10万人に一、二名ということですが、場合によってはこういう罹患も発生するということもありますので、やはり、先ほどありましたとおり、こういう悲しい思いをするような親の方が出ないようにやっていくことが、また、こういった保健行政を預かる私どもの務めであるというふうに考えておるところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

今回の予防接種の補助は、言えば緊急避難的なものではないかと思われまして。これはこれで結構なんですけど、役場職員で96名の方が希望されているということは、それだけ予防接種を受けてない方が多いということではなかろうかと思えます。

マスコミ等によりますと、諸外国ではほぼ100%に近い予防接種率であるというような報道もありますけども、日本は最近非常に接種率が低いということで、このような状況になってるんだと思えますが、今回は、さつま町自体の予算で町民の皆さんでちゅうことで、それはそれで非常にいいことなんですけど、やはり国策として、国民の皆さんが全部予防接種ができるような形ちゅうのは昔はみんなしよったわけですけども、そういうことをしないとやはり何年かすれば、またこういう状況が出てくる可能性がありますから、ぜひ、町長に、いろんな、国とか県に物申される機会も多いかと思えますから、そういうところでぜひ、国策としてやっていただくような意見を申し述べていただければと思います。

いろんな予防接種もありますけれども、さつま町で先進的に取り組んだ予防接種の中で、幾つかはもう国が全部面倒見てやるというような予防接種も出てきておりますから、こういうものについてもぜひ、国でやってもらうようなですね。異常が出てからは、この症候群が出てからは、もう遅いわけですから、ぜひ、予防ができるものは予防の段階で全部対象の方には接種できるような形をとっていただくような意見を述べていただければありがたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに、地方のほうからこの予防接種を始めて、普及がずっと広がって結果的にまた国がそれをあと追いついていうんですかね、追認をした形で定期的予防接種になったと、国が地方も見ますよということになった事例が幾つかございます。

そういうことで、今回はこの風疹についても、直接この保護者の方が厚生労働大臣に直訴をしたこともこの前も新聞に報道されておりましたけれども、それだけ急を要するというふうには考えておりますが、こういう今度の風疹の場合もあちこちで自治体のほうでも自主的にそういった助成措置もして、何らかの普及の拡大を防ごうというような手だてもしておりますだけに、やはりおっしゃるとおり、この風疹についても臨時接種の形で国が費用を持ってやるというぐらいやっぱりしてもらいたいということで考えております。いろんな機会にまた、私どもは町村会という組織がありますし、いろんなまた中央に申し述べる機会もありますので、ひとつの項目として、今後の課題として取り上げて要望はしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑ありませんか。

○新改 幸一議員

総合体育館の照明施設の修繕費、大変な大きな工事だと思っております。建設後21年経過ということでございますから、こういう大きな工事なんですけど、町長がいつも言ってらっしゃいますように、こういう大きな照明器具の工事屋さん、電気会社ですね。地元でこういう仕事をされ、できる方がいらっしゃるものか。また、そういう地元の方を入れての競争入札になっていくと思うんですが、そういう競争入札が、地元の人を入れた競争入札になるのかというのが1点と、落札されたそういう会社と、こういう電気関係ちゅうのは、あとあと漏電とかいろいろ怖いと思うんですけども、保証期間ちゅうのは何年ぐらいでこういうのは契約されるものかをお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（岩元 義治君）

今後予算が通ったあとの執行の関係でございますが、私どももいつ故障して使えなくなるかというのが心配で少しでも早く施工したいというふうに思っているところでございます。ある程度、下準備とか進めているところでありますが、内容的にめったにないような業務でありますので、町内でできるのかどうか、その辺も調べないといけないんですけども、基本的に、金額も大きいので、複数業者による競争入札か見積もりという形になっていくんではないかというふうに思います。この件については、指名推選委員会等で内容を検討していただいて、地元を含めるのか、できるできないを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、保証の関係につきましては、ちょっとその辺、私のほうでは把握してないんですが、そこは調べさせていただきたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

風疹の件ですけど、先ほどいろいろ説明もあったわけでございますけれども、質問もありました。わずかな人でもやっぱりそういう対象者、妊娠可能なそういう対象者に次期を失しないようにしてもらいたいということでございますけれども。今、国が出ましたけど、いろいろ新聞の紙面を見ても、県も相当やっているところも、助成をしているところもあるんですけども、そういう、県のほうの助成ちゅう、補助の対象、基本的なそういう考え方があるのか、どれぐらいだったら補助をするとか、そういう基本的な考え方があるものか、お伺いいたします。

それと、先ほどワクチンはテレビのニュースなんかを見ますと、7月から8月にはもう足りないんだというようなニュースも流れていますけど、その辺の対応はどのようにお考えなのか。

それと、風疹の場合、副作用って言ったら悪いんですけども、言葉がちょっとないけど、そういう事例があるものか、お伺いいたします。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

まず、全国において助成をする段階での基本的な考え方ということではありますが、今回も全国においてはたくさんの自治体が助成事業、全額とか一部助成とか相当やっております。5月の15日現在で、145自治体で助成を実施ということで、やっております。ちょっと先の資料で済みませんが。

ただ、じゃあ、いつの段階でどの程度の量で罹患者があったときということにつきましては、そういう基本的な線と言いますか、そういうのはないようであります。その状況等を鑑みながら実施をしていくということでもあります。

それから、ワクチンにつきましては、報道等でも出ておりましたけれども、川薩保健所の担当者に聞きましたところ、国、それから県のほうからも通知等が参りまして、いわゆる女性または妊娠を希望する方、またはその関係者ということについて集中的に配慮を願いたいという文書も流れております。

それから、川薩保健所長のほうからも県の医務課に対しまして、そういう方への関係者、集中的なワクチンの配慮というのを願いたいということで、そういうお願いもされているところであります。

それから、ワクチンについては、聞きましたところ、風疹については8月に一度期に製造されるということで、その8月という線が出てきているようでありまして、現在においては、町内の病院のほうから、不足するとか、足りないということについては、まだそういう状態ではないようであります。

それから、風疹の副反応、いわゆる副作用の関係ですが、以前はいろんな段階がありまして、任意の段階もありましたし、それから、ある程度特定した年齢への定期接種とかあったわけですけども、過去においてそういう副反応、副作用等があったことから、任意とか定期接種等に変わっていくわけですけども、近年において本町におけるそういう副反応、副作用ということについては情報は聞いていないところであります。

○社会教育課長（岩元 義治君）

先ほどの総合体育館の設備の保証期間の関係でございますが、現在、今、入れております設備で当初設置したときの保証期間が1年ということでございました。

今回、新たに交換をするわけですが、基本的にはアフターサービスも含めて1年ではないかというふうに思っているところでございます。

○新改 秀作議員

今、その市町村の補助じゃなくして、県からの、やっぱり全国紙を見てもみますと、何県はたくさん出てますよね。県の補助は出るとか、そういう基本的な考え方、そういう線引きがあるのか、どこまでやったら県の補助を受けられるとか、あるいは、そういうのはないのかということです。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

失礼いたしました。私どもの持ち合わせている資料におきまして、県自体で直接風疹の助成というのはありませんで、いわゆる県における自治体すべてが実施をするとか、すぐ合わせて横並びでやるとかはやっておりますけど、県自体がそういう助成措置ということについては、まあ、風疹につきましては、ちょっと把握してないところであります。ただ、中には、他の予防接種、定期予防接種等で県または市町村による部分的な助成っていうのはあるかもしれませんけど、そ

れについてはちょっとはっきりした把握はしてないところであります。

それから、そういう、県が実施する、しないという、何と申しますか、基本的な考え方と申しますか、そこらについては、今のところ把握はしてないところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第54号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

しばらく、休憩します。

再開はおおむね10時55分といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第11「議案第55号 さつま町副町長の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議案第55号 さつま町副町長の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第55号 さつま町副町長の選任について」であります。

さつま町副町長である現在の和気純治氏が平成25年7月8日付をもって任期満了となること

に伴いまして、引き続き、同氏をさつま町副町長に選任しようとするため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第55号 さつま町副町長の選任について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから質疑を行います。ただいまの議案第55号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第55号については会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから討論を行います。議案第55号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで討論を終わります。

これから、「議案第55号 さつま町副町長の選任について」を採決します。本案の採決は、会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの出席議員数は15名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、宮之脇尚美議員及び4番、桑園憲一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

ここで念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（舟倉 武則議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（舟倉 武則議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は向かって左側から登壇し、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（舟倉 武則議員）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。宮之脇尚美議員と桑園憲一議員、2人は開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（舟倉 武則議員）

投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成6票、反対9票、以上のとおり反対が多数です。したがって、「議案第55号 さつま町副町長の選任について」は、同意しないことに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第12「報告第7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第13「報告第8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「報告第7号 平成24年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第13「報告第8号 平成25年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで、報告を終わります。

△日程第14「陳情第2号 悪臭問題解決に関する陳情書について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「陳情第2号 悪臭問題解決に関する陳情書について」を議題とします。

お諮りします。陳情第2号は、総務厚生常任委員会に審査を付託し、あわせて閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、陳情第2号は総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査

とすることに決定いたしました。

△日程第15「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第16「閉会中の継続調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成25年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 平八重 光 輝

さつま町議会議員 木 下 敬 子